

MYU GRADUATE CURRICULUM GUIDE 2026

宮城大学大学院履修ガイド
2026
食産業学研究科

食産業学研究科 履修ガイド 2026

Graduate School of Food,
Agricultural and Environmental Sciences

MYU
GRADUATE
CURRICULUM
GUIDE



この履修ガイドは修了まで使用するものです。
大切に保管してください。

目 次

教育ポリシー	1
学年暦	
食産業学研究科【博士前期課程】	7
食産業学研究科【博士後期課程】	8
総論	
1 研究科とキャンパスについて	9
2 学年及び休業日、学期、時間割について	9
3 学籍と在学期間について	9
4 授業科目	10
5 シラバス	10
6 履修登録	10
7 授業への欠席及び遅刻	10
8 休講	11
9 補講	11
10 試験・成績評価	11
11 追試験・再試験	11
12 成績発表	11
13 課程の修了及び学位の授与	11
14 学業に関する相談	12
15 その他	12
履修登録ガイド	15
食産業学研究科【博士前期課程】	
1 食産業学とは何か	17
2 人材養成の目標	18
3 食産業学研究科博士前期課程の構成と特徴	18
4 教育課程の編成、履修指導及び研究指導の方法	
(1)修了要件	20
(2)履修指導	21
(3)研究指導	23
(4)食産業学研究科博士前期教育課程の概要	24
(5)食産業学研究科前期課程カリキュラム・マップ	25
(6)履修モデル	26

食産業学研究科【博士後期課程】

1 食産業学とは何か	33
2 人材養成の目標	33
3 食産業学研究科博士後期課程の構成と特徴	34
4 教育課程の編成、履修指導及び研究指導の方法	
(1)修了要件	36
(2)履修指導	36
(3)研究指導	37
(4)履修モデル	37
(5)食産業学研究科博士後期教育課程の概要	39
(6)各領域・分野の履修モデル	40

関係規程

宮城大学大学院学則	43
宮城大学大学院科履修規程	60
宮城大学学位規程	70
宮城大学大学院長期履修規程	79
宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱	85
宮城大学大学院食産業学研究科博士前期課程における学位論文審査要綱	95
宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱	104
食産業学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱	120
食産業学研究科論文審査基準	126

建学の理念

本学は、ホスピタリティ精神やアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

建学の精神

快い生活環境（アメニティ）に身を置き、心温まる人間関係（ホスピタリティ）に囲まれていることは成熟社会に生きる万人の願いであり、このような地域社会を実現させるために「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す。

大学の理念

高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

豊かな人間性：先人たちの考えや相手の価値観を尊重し、知性と感性を涵養することで自らの人間性を磨いていく。

高度な専門性：関連するあらゆる学問や技術に関心を寄せ、自らの専門性を高め、時々刻々と変化する社会にしなやかに、かつ、柔軟に対応できる力を身につける。

確かな実践力：地域に根ざし、グローバルな視点で自ら主体的に考え、強い意志を持って実践していく。

大学院の目的

本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

各研究科の教育研究上の目的

看護学 研究科	生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。
事業構想学 研究科	豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。
食産業学 研究科	豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

【アドミッション・ポリシー】

● 求める学生像

宮城大学大学院は、本学の理念や各研究科の人材養成目標を理解し、意欲を持って主体的に学修に取り組み、高度専門職業人又は研究者として積極的に地域社会に貢献しようとする意志と、そのための基礎となる広い視野と必要な学力を備えた学生を求めています。

● 入学者選抜方針

専門領域に関する試験（筆答試験、口述試験等）、外国語（英語）、小論文、面接、出願書類などによって、必要な学力や知識及び技術、意欲、適性を評価します。

【カリキュラム・ポリシー】

宮城大学大学院博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 専門分野に関する知識と技能を修得し、研究や実践に活用することができるカリキュラムを編成する。
また、各研究科に独自の科目やコースを設け、専門性を獲得できる教育環境を提供する。
2. 社会問題を俯瞰的に捉え、問題点を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる能力を育成する科目・授業を展開する。
3. 研究や実践を行う上で必要な倫理観を育成する教育を展開する。
4. 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化など透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。

宮城大学大学院博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 専門分野に関する高度な知識と技能を修得し、高度専門職業人として研究を自立的に行い、専門分野を発展させる能力を育成する教育環境を提供する。
2. 社会問題を俯瞰的に捉え、課題解決に向けた学際的な方策を立案できる能力を育成する科目・授業を展開する。
3. 専門分野や社会の発展における倫理観を持ち、研究や実践を自立的に遂行できる能力を育成する教育を展開する。
4. 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化など透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。

【ディプロマ・ポリシー】

宮城大学大学院博士前期課程では、以下の要件を満たした者に対して、修士の学位を授与する。

1. 専門分野に関する知識と技能を修得し、研究や実践に活用できる。
2. 社会問題を俯瞰的に捉え、問題点を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる。
3. 専門分野や社会の発展に必要な倫理観を身につけ、研究や実践を遂行できる。

宮城大学大学院博士後期課程では、以下の要件を満たした者に対して、博士の学位を授与する。

1. 専門分野に関する高度な専門的知識と技能を修得し、高度専門職業人として研究を自立的に行い、専門分野を発展させる能力を有する。
2. 社会問題を俯瞰的に捉え、課題解決に向けた学際的な方策を検討できる。
3. 専門分野や社会の発展に必要な倫理観を持ち、研究や実践を自律的に遂行できる。

食産業学研究科の教育ポリシー

【アドミッション・ポリシー】

● 求める学生像

食産業学研究科博士前期課程では、食産業に関する知識や経験を持ち、専門領域の知識や技術の応用・高度化を求める人を受け入れます。

食産業学研究科博士後期課程では、食産業に関する知識や経験に基づいて、自ら専門領域の知識や技術のフロンティアを切りひらく強い意欲のある人を受け入れます。

● 入学者選抜方針

食産業学研究科博士前期課程では、以下の入学者選抜により、食産業に関する知識や経験のほか、専門領域の知識や技術の応用・高度化に対する研究への意欲及び適性を評価します。

(1) 入学者選抜は、一般選抜、社会人特別選抜（通常枠及び地方自治体派遣枠）、外国人留学生特別選抜、推薦入学特別選抜によって行います。

(2) 一般選抜では、専門科目、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接、本学が指定する英語の外部検定試験の公式スコア、出願書類により入学者を選抜します。

(3) 社会人特別選抜では、通常枠においては、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接と出願書類により入学者を選抜し、地方自治体派遣枠においては、研究計画書に関する口頭試問を含む面接と出願書類により入学者を選抜します。

(4) 外国人留学生特別選抜では、専門科目、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接、出願書類により入学者を選抜します。

(5) 推薦入学特別選抜では、出願時において宮城大学食産業学群を卒業見込みであり、学業人物ともに極めて優れていると認定された者を対象に、面接と出願書類により入学者を選抜します。

食産業学研究科博士後期課程では、以下の入学者選抜により、食産業に関する知識や経験のほか、自ら専門領域の知識や技術のフロンティアを切りひらく意欲及び適性を評価します。

(1) 入学者選抜は、一般選抜、社会人特別選抜によって行います。

(2) 一般選抜では、専門科目、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接、出願書類により入学者を選抜します。

(3) 社会人特別選抜では、希望する専門分野に関する口頭試問を含む面接と出願書類により入学者を選抜します。

【カリキュラム・ポリシー】

食産業学研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 食産業に関する高度専門職業人や地域産業のリーダーの養成を教育の目標とし、次のカリキュラムを編成する。
 - (1) 安全・安心で、美味しさ、利便性・簡便性、栄養機能性を付与した食品の開発・製造・供給と組織運営を担い、食産業分野のイノベーションを支える人材を養成する食品イノベーション領域、バイオサイエンスに基づいた農畜水産物の品種改良・生産技術、生産組織の経営、生産環境の整備及び資源のリサイクルを担い、農・環境分野におけるイノベーションを支える人材を養成する農・環境イノベーション領域を設ける。
 - (2) 共通科目として食産業学研究特論を配置し、食産業の現状を具体的な事例を取り上げながら考察し、合わせて研究を進める上での研究方法についても考える。
 - (3) 専門科目として、専門性を高めるために、食産業に関わる各種特論を各領域で配置する。
 - (4) 食産業の現場で直面している問題をより直接的に研究テーマとして、問題解決を志向したプロジェクト型の研究を進めるプロジェクト研究 A・B を配置する。
2. 食産業のニーズや課題及び食生活の課題を的確に捉え、課題解決に向けて問題点を整理し方策を検討できる能力を育成する科目・授業を展開する。
3. 食産業の研究や実践に必要な倫理観と能力を育成するため適切な教育を展開する。
4. 学修成果は、シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また、学位論文については、学位論文審査基準に基づいて評価する。

食産業研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

1. それぞれの専門領域における深い学識と高度な実験・解析の技術や専門能力を持って地域と国際社会に貢献できる人材の養成を教育目標とし、高度専門職業人及び研究者を育成するカリキュラムを編成する。
 - (1) 食産業分野において、研究マインドを持った高度専門職業人として活躍できる基礎力を養うことを目的として基本科目を設ける。
 - (2) 食産業全体を視野に入れつつ、高度化・複雑化する食産業の各分野での発展的な課題や手法について、その深い専門性を獲得するため、講義形式の専門科目と演習形式の専門科目を設ける。
 - (3) 学生の問題意識により設定したテーマについて、指導教員から研究方法や論文化等、公表のための技術的指導を直接受けることで、研究能力を育成する特別研究を設ける。
2. 高度化・複雑化する食産業の問題を様々な視点から捉え、課題解決に向けた適切な方策を立案できる能力を育成する科目・授業を展開する。
3. 食産業学の研究や実践に必要な社会的に高い倫理観を持ち、自ら律しつつ遂行できる教育を展開する。
4. 学修成果は、シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また、学位論文については、学位論文審査基準に基づいて評価する。

【ディプロマ・ポリシー】

食産業学研究科博士前期課程では、以下の要件を満たした者に対して、修士（食産業学）の学位を授与する。

1. 食産業のニーズや課題及び食生活の課題に応えることのできる専門的知識及び技術を有し、研究や実践に活用できる。
2. 流動する食産業の動向から、直面している課題を認識し、問題点を整理し、方策を検討できる。

3. 専門分野や社会の発展に必要な倫理観を身につけ、食産業の発展や食生活の課題に寄与するための研究や実践を遂行できる。

食産業学研究科博士後期課程では、以下の要件を満たした者に対して、博士（食産業学）の学位を授与する。

1. 食産業学における専門分野に関する高度な知識及び技術を修得し、自立的に研究を遂行し、課題の展開及び解決ができる能力を有する。
2. 高度化・複雑化する食産業の問題を様々な視点から捉え、課題解決に向けた適切な方策を立案できる。
3. 食産業学の研究や実践に必要な社会的に高い倫理観を持ち、自ら律しつつ遂行できる。

学 年 曆

令和8年度 食産業学研究科(博士【前期】課程) 学年暦

※MYUpediaに掲載の「宮城大学学年暦」と併せてご覧ください。

【前期】

4月	春季休業	4/ 1 (水) ~ 4/ 7 (火)
	入学式	4/ 3 (金)
	履修登録期間	4/ 6 (月) ~ 4/ 13 (月)
	前期授業期間	4/ 8 (水) ~ 8/ 6 (木)
	履修登録修正・取消期間(前期分)	4/14 (火) ~ 4/27 (月)
	◆研究指導教員の指定(M1)	4月下旬
7月	◆研究(指導)計画書の提出(M1・M2)	7/31 (金)
8月	夏季休業	8/ 7 (金) ~ 9/27 (日)
9月	前期成績発表	9/15 (火)
	◆修士論文中間発表(M2)	9月上旬

【後期】

9月	後期授業期間	9/28 (月) ~ 2/1 (月)
	履修登録修正・取消期間(後期分)	9/28 (月) ~ 10/ 9 (金)
	冬季休業	12/26 (土) ~ 1/ 3 (日)
1月	◆学位申請書・修士論文提出(M2)	1/29 (金)
2月	◆修士論文発表会を兼ねた最終試験(M2)	2月上旬
	◆研究(指導)計画書の提出(M1・M2)	2月中旬
3月	◆修士論文中間発表(M1)	3月上旬
	修了生発表	3/ 5 (金)
	学位授与式	3/19 (金)
	在学者後期成績発表	3/23 (火)

※日程等は変更する場合がありますので、ご確認ください。

※上記日程は年度によって異なります。

令和8年度 食産業学研究科(博士【後期】課程) 学年暦

※MYUpediaに掲載の「宮城大学学年暦」と併せてご覧ください。

【前期】

4月	春季休業	4/ 1 (水) ~ 4/ 7 (火)
	入学式	4/ 3 (金)
	履修登録期間	4/ 6 (月) ~ 4/ 13 (月)
	前期授業期間	4/ 8 (水) ~ 8/ 6 (木)
	履修登録修正・取消期間(前期分)	4/14 (火) ~ 4/27 (月)
	◆主・副研究指導教員の指定(D1)	4月下旬
	◆最終題目の提出(D3)	4月下旬
7月	◆研究(指導)計画書提出(D1)	7/31 (金)
8月	夏季休業	8/ 7 (金) ~ 9/27 (日)
9月	◆博士論文中間発表会(D1)	9月中旬
	◆博士論文中間発表会(D3)	9月中旬
	前期成績発表	9/15 (火)

【後期】

9月	後期授業期間	9/28 (月) ~ 2/1 (月)
	履修登録修正・取消期間(後期分)	9/28 (月) ~ 10/ 9 (金)
11月	◆予備審査(D3)	11月
12月	◆学位論文提出 ※予備審査で「提出可」の判定を受けた学生のみ(D3)	12/25 (金)
	冬季休業	12/26 (土) ~ 1/3 (日)
2月	◆博士論文発表会を兼ねた最終試験(D3)	2月上旬
	◆研究(指導)計画書の提出(D1・D2・D3)	2月中旬
3月	◆博士論文中間発表会(D2)	3月上旬
	在学者後期成績発表	3/23 (火)

※日程等は変更する場合がありますので、ご確認ください。

※上記日程は年度によって異なります。

総論

総 論

1 研究科とキャンパスについて

宮城大学では、看護学群・事業構想学群・食産業学群及び看護学研究科・事業構想学研究科・食産業学研究科を設置しています。それぞれの研究科は、以下のキャンパスに所在しています。

	宮城大学大和キャンパス	宮城大学太白キャンパス
設置研究科	看護学研究科・事業構想学研究科	食産業学研究科
住 所	〒981-3298宮城県黒川郡大和町学苑1番地1	〒982-0215宮城県仙台市太白区旗立2-2-1
電 話	022-377-8205	022-245-2211

2 学年及び休業日、学期、時間割について(宮城大学大学院学則(以下「大学院学則」という。第7条)

(1) 学年、学期及び休業日

本学の教育課程は、以下の日程で運用しています。また、学年を前期と後期にわけて単位認定を行う「前後期制」を採用しています。

	期 間
学 年	4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から3月31日まで
休 業 日	土・日・祝日・開学記念日5月1日
春季休業日 夏季休業日 冬季休業日	別に定める。(春季・夏季・冬季休業の日程は年度ごとに変更になる場合があります。当該年度の長期休業の日程は、MYUpediaの「学年暦」を確認してください。)

※後期の授業開始は、10月1日よりも前になることがあります。学年暦を確認してください。

(2) 時間割

授業は、前期・後期の期間内のうち、月曜日から金曜日まで、下表の時間割に沿って行われます。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時刻	8:50 } 10:20	10:30 } 12:00	12:50 } 14:20	14:30 } 16:00	16:10 } 17:40

また、通常的时间割以外に、以下の開講形態があります。

- ①集中講義：夏季休業等の休業日に、集中的に授業を開講するものです。
- ②隔週開講：1週おきに開講するものです。
- ③指定日開講：特定の日時に開講するものです。

その他、学外の実習等、通常的时间割以外の時間帯に授業を行う場合があります。

3 学籍と在学期間について(大学院学則 第16条、第17条、第20条、第37条、第38条)

本学では、必要な修業の期間や、在学できる期間の限度を以下のとおり定めています。

- ・修業期間：修業した期間を「修業期間」といいます。
- ・修業年限：卒業までに修業すべき年数を定めています。
- ・在学期間：在学した期間を「在学期間」といいます。

- ・在学年限：在学できる年数です。在学年限を超えて在学することはできません。
- ・休学期間：休学した期間を「休学期間」といいます。休学期間は、修業期間や在学期間には含まれません。

	修業年限	在学年限	休学期間の限度
博士前期課程	2年	4年	4年
博士後期課程	3年	5年	4年

※引き続き1年を超えて休学することはできません。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て休学期間を2年まで延長することができます。

※再入学を許可された学生、及び学長に長期履修が認められた学生の在学年限については、個々に定められます。

※原則として当該年数以上在学しなければ修了することはできません（これを在学期間と呼びます）。ただし、優れた業績を上げたと研究科教授会が認める者については、在学期間を短縮することもあります。

4 授業科目（大学院学則第31条、宮城大学大学院履修規程第2条）

授業科目は、講義科目と演習科目に大別されます。詳しくは、履修規程で確認してください。

5 シラバス（授業計画書）

授業科目毎の授業内容を明示した授業計画等を「シラバス（syllabus）」といいます。

- ・シラバスには、授業科目の授業概要、授業計画、評価方法などが簡潔に説明されています。
- ・「学務管理システム」で参照することができます。
- ・シラバスは、履修登録の際や、履修の過程において、授業の目的や、全体の流れを確認することに活用してください。

6 履修登録（宮城大学大学院履修規程第5条）

授業に出席し、所定の単位を修得するためには、学年暦に定める履修登録期間内に履修登録を行うことが必要です。履修登録ができる科目は、「履修規程」別表で、自分の所属学年及びそれ以下の学年に配当されている科目です。

履修登録については、履修登録期間、履修登録修正・取消期間中に学務管理システム上で行うことができます。

7 授業への欠席及び遅刻

- ・本学大学院においては、欠席届や忌引の取扱いはありません。欠席及び遅刻に対する取扱いは授業の担当教員が判断します。欠席等について連絡する必要がある場合は、担当教員に直接連絡してください。
- ・学校感染症（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等）と診断されたら、出席停止となります。出席停止の扱いを受けるためには、所定の手続きが必要です。詳細については、「MYUpedia」を参照してください。

8 休講

授業が休止になることを休講といいます。休講は、学内メールや「学務管理システム」でお知らせします。

※なお、休講は担当教員の都合によるほか、気象状況や自然災害等による場合があります。気象状況や自然災害等における休講・試験等の延期については、「15 その他」に記載されています。

9 補講

補講は、休講等により授業時間が不足し、所定の内容が修得しきれないと教員が判断した場合に行われます。補講の有無は、授業中にアナウンスされるほか、休講の連絡方法と同様の方法で連絡します。

10 試験・成績評価（宮城大学大学院履修規程第7条、第8条）

授業科目の試験は原則として、定期試験期間に行われますが、レポート等で成績を評価する科目などもあります。自分の登録した科目の成績評価方法は、シラバスを参照するほか、担当教員に確認してください。評価方法がレポートの場合、提出期限等は教員からの指示に従ってください。

11 追試験・再試験（宮城大学大学院履修規程第9条、第10条）

所定の試験に欠席した学生に対する試験（追試験）は原則として実施されません。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった学生に対しては、本人からの願い出により行われることがあります。また、不合格になった学生に対する試験（再試験）についても原則として実施されませんが、研究科教授会の判断により実施される場合があります。

12 成績発表

授業科目における成績の評価については、前期は9月末、後期は3月末に学務管理システムで確認することができます。また、評価の内容は成績証明書に反映されます。

※「不可」の評価となった科目に限り、今後の学修に資するため、成績発表日を含む10日間のみ、成績質問を受け付けます。成績質問は、MYUpediaから所定の様式を取得し、提出してください。

13 課程の修了及び学位の授与（大学院学則第37条、第38条）

本学大学院の課程を修了するためには、原則として博士前期課程は2年以上、博士後期課程は3年以上在学し、課程ごとに定められた必要単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士前期課程においては、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験、博士後期課程においては、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません（「修了要件」）。

各自の修了要件は、「履修規程」で確認してください。

修了を認定された者には、学位が授与されます。学位には専攻を付記し、博士前期課程は「修士（食産業学）」、博士後期課程は「博士（食産業学）」となります。

14 学業に関する相談

専任教員の研究室は、宮城大学ホームページ教員紹介等を参考にしてください。また、非常勤講師に対する学修上の相談や質問は、講師の来学時に直接行ってください。

なお、学修や進路上の悩みなどがある場合、各研究科の教員や事務局教務・学生支援グループが窓口となって相談を受け付けます。また、学生相談室もありますので、こうした場を活用しながら、有意義な学生生活を送ってください。

15 その他

(1)大学からの連絡

学内行事、集中講義などで連絡事項が発生した場合や、学生生活に関する重要なお知らせは、学内メールで周知する場合がありますので、学内メールを確認してください。

また、学内メールのほか、学務管理システムやMYUpedia等を通じて連絡を行うことがあります。

【1】自然災害等による遠隔授業・休講への切り替え基準

下記の気象状況や自然災害等により学生及び教職員の通学・通勤が困難な場合や困難になると想定される場合は、安全確保のため遠隔授業への切り替えまたは休講措置を行います。

① 以下の時点において、仙台市又は大和町に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの「警報」が発令され、スチューデントサービスセンター長（SSC長）及び副センター長が遠隔授業への切り替え又は休講が必要と判断した場合

（JR在来線（東北本線・常磐線・仙山線・仙石線）の仙台駅を含む区間の運休又は運転見合わせや仙台市立小中高校の休校を目安として判断します。）

原則、前日16時又は17時の時点：翌日授業を『遠隔授業』又は『休講』とする

（気象庁の発表に合わせて時間は前後する場合がある）

② 上記のほか、学長及びSSC長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合

【2】休講の基準

予め予想できない自然災害等が発生した場合や、遠隔授業による授業実施も困難な状況の場合は、休講について判断するものとします。

午前7時の時点 ： 当日、午前の授業（1・2限） 『休講』
午前10時の時点 ： 当日、午後の授業（3～5限） 『休講』

(2)事務局窓口受付時間

月～金曜日 8:30～17:50 (※)

休日及び時間外は、書類等の提出物は受け取りません。

※ 長期休業日（夏季・冬季・春季休業日）は8:30～17:00

<MYUpedia> <学務管理システム>



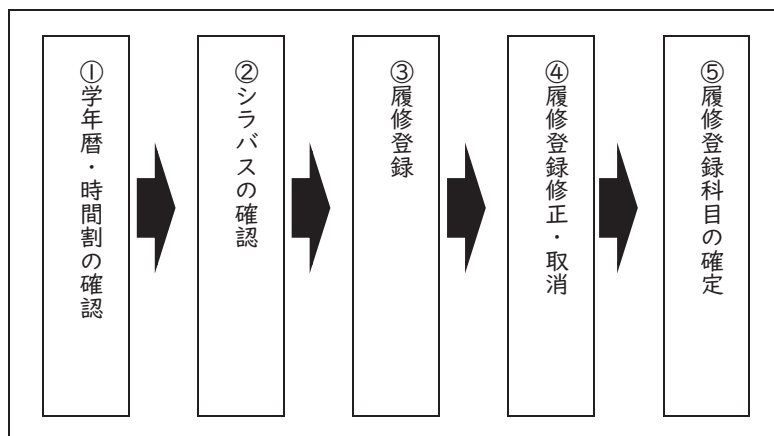
履修登録ガイド

履修登録ガイド

1 履修登録の重要性

授業に出席し、単位を修得するためには、定められた期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録しなければ試験を受けられません。履修計画を立て、確実に修了要件を満たすように履修登録を行ってください。

2 履修登録の手順



本学では、学務管理システムを利用して各自が履修登録を行います。

(1) 学年暦・時間割の確認

MYUpedia に学年暦・時間割が掲載されますので確認してください。

(2) シラバスの確認

学務管理システムからシラバスを確認することができます。シラバスには当該科目についての情報とともに他の科目との関連も記載されていますので、よく確認して履修計画を立ててください。

(3) 履修登録

定められた期間内に学務管理システムで履修登録の操作をしてください。選択された内容は、学務管理システムの「時間割」で確認することができます。

また、後期に開講する科目についても前期に履修登録を行う必要がありますので注意してください。

(4) 履修登録修正・取消

履修登録の内容を修正・取消したい場合、定められた期間内であれば、学務管理システムから登録内容を修正・取消することができます。後期科目については、後期授業開始後に同様の修正・取消期間を設けます。

(5) 履修登録科目の確定

履修登録に係る所定の手順を終えると、最終的な登録内容が学務管理システムの時間割で確認できます。登録内容が異なっている場合は、事務局に連絡してください。

3 履修登録上の留意点

(1) 履修可能な科目

履修登録ができる科目は、履修規程において、自分の在学する学年及びそれ以下の学年に開講されている科目です。

(2) 単位修得済み科目の履修登録の禁止

一度単位を修得した科目は、再度履修登録を行うことはできませんので注意してください。

(3) 隔年開講科目

博士前期課程の開講科目には、隔年で開講する科目があるので、在学期間で計画的に履修してください。(開講年・時期は 23 ページで確認できます。)

(4) その他

履修登録期間中には、履修登録に係る連絡事項が伝えられますので、学務管理システムや学内メールを確認してください。

<学務管理システム>



<MYUpedia>



食産業学研究科

【 博士前期課程 】

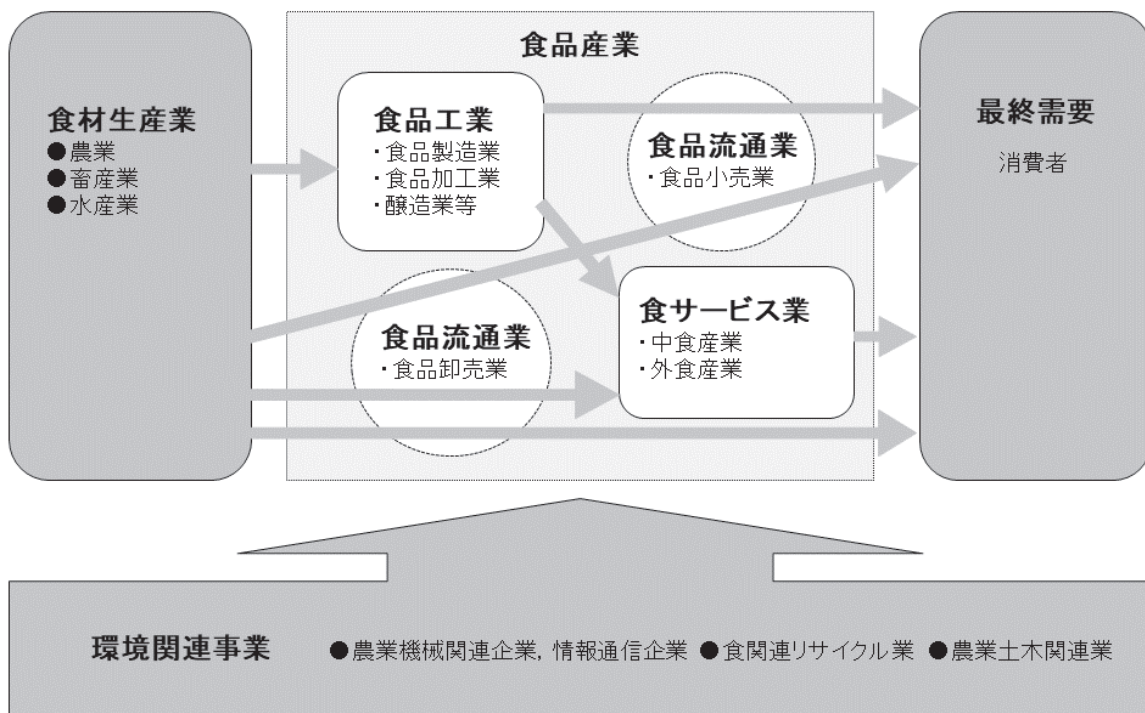
食産業学研究科（博士前期課程）

I 食産業学とは何か

食産業とは、食材食資源の開発・生産から始まり食品の流通・消費や食生活に至るまでの一連の活動を、有機的な関連を持ったひとつのシステムとして捉える場合の総称である。

具体的には、以下の2つのサブシステムから構成される。1つ目は、食材供給の基盤となる食材生産業とその生産環境、食材や食品の生産・流通の過程で生じる未利用資源のリサイクルにかかわる生物生産・環境分野である。2つ目は、食材が供給された後の、食品製造・加工業、食品流通業、近年その成長が著しい食サービス業、そして最終需要者である消費者までを含む食品分野である。

食産業の概念図



従来は農業(畜産業、水産業を含む)・食品工業・食品流通業・外食産業というように分野ごとに把握されてきた当該産業は、今日では、農業生産資材供給から、農産物生産、食品加工、流通、消費の全過程を一連の流れとして捉えなければ問題の解決が極めて難しくなっている。例えば、食品安全の対策としてとられるようになったトレーサビリティシステムも、食品の生産流通に関わる流れを一つのシステムとして捉えなければ問題を解決できないという視点から導入されたものである。このように、今日の食を支える諸産業は食に関わる諸産業のシステムとして把握することが求められている。

本研究科が行う食産業学の教育研究の特徴も、まさにこのような現代社会の食をめぐる諸問題を

食産業という概念を通して理解し、問題解決に当たるという点にある。

食産業学は以下のようにまとめられる。

- ①食産業学とは、食の最終目標である消費、すなわち「食べる」ことで人間の健康や福祉に貢献することを目標とする学問分野である。
- ②食産業学は、食産業のニーズや課題及び食生活の課題に応じて教育研究を行う実学であり、国民の食を支えるすべての活動、及びそれらの活動が機能を発揮するために必要となる関連分野について教育研究を行う。具体的には、農畜水産業とその生産基盤、食品製造・加工業、食品卸・小売業、食サービス業等の諸産業、食に関する情報や消費者行動、文化・歴史等が対象となる。
- ③食産業学は、食産業の技術的な側面と、経済・経営的な側面との双方をもって一体とみなし教育研究の対象とすることから、文理融合的な領域である。

2 人材養成の目標

食産業学研究科博士前期課程は教育目標として「産業振興や地域振興を対象とした食産業に関わる高度職業人の養成」を掲げている。

本学の理念や立地条件及び食産業の特質により、本課程で養成する人材が活躍する場としては、宮城県や東北地方を中心とした地域レベルと、首都圏ないしは全国・世界レベルに大別できる。

地域レベルでは、以下のような人材として活躍することが期待される。

- ①宮城県を中心として地域における食産業関連業界の中核を担い、急速に変化する技術・経営環境に対応し、農業・畜産業・水産業など環境に優しい循環型食産業をイノベートする知識・技術と実践力を持った職業人。
- ②地域で生産される農産物や食品を改良し、海外へ輸出することでマーケットを拡大し、世界規模での激しい変化と再編成に直面している地域の食産業関連中小企業を活性化していく高度な専門知識とノウハウを持った食品流通業職業人。
- ③地産地消や農村の地域資源を活かした地域作りが出来る知識と能力を持った技術者や、食文化、高齢者の食育、食の安全・安心、生活者のニーズ・要求の変化に対応出来る高度に専門的な技術力と経営力を身に付けた食サービス産業人。

全国・世界レベルでは、以下のような人材として活躍することが期待される。

- ①気象変動やグローバルな穀物価格変動に対応し、技術面と経営面の両面より戦略的な意思決定ができる農業・畜産業・水産業の経営者。
- ②食品加工やリサイクル分野において世界規模で進展している新たな技術開発の状況に適切に対応出来る高度に専門的な技術力と経営力を身に付けた食品製造・加工業産業人、あるいは食産業に関する公的な研究機関、民間研究機関の調査研究員。
- ③食と流通のグローバル化によって生じる食産業の課題や国民的諸問題の解決に貢献できる高度職業人。

3 食産業学研究科博士前期課程の構成と特徴

食産業学研究科博士前期課程は食産業学専攻 | 専攻により構成される。そして、食産業学専攻

の下に「食品イノベーション領域」と「農・環境イノベーション領域」の2領域を置く。

冒頭に示した食産業の概念図のうち、消費者に近いサイドに位置する食品製造業や食サービス産業に関わる部分において、食品の開発・加工・流通・販売等におけるイノベーションの担い手を養成するのが「食品イノベーション領域」である。また、フロー図では川上に位置する農畜水産物等の新たな食材や品種開発・生産・販売等、その主な空間である農山漁村の多面的機能、さらに食産業全体を包摂する環境に関わる分野でのイノベーションの担い手を養成するのが「農・環境イノベーション領域」である。

(1) 「食品イノベーション領域」

広く国民から求められている安全・安心な食品の供給を担う食産業分野のイノベーションを支える人材を養成するのが「食品イノベーション領域」の役割である。

本領域では、食品の栄養や機能性、商品開発、製造、安全管理、市場開拓、流通、企業経営、企業戦略立案、企業間提携、サプライチェーンやブランドのマネジメントなど、食産業が直面している諸問題を、自然科学・技術の側面と社会科学・ビジネスの側面から多面的に研究し教育する。

①食品ビジネスマネジメント分野

食品の開発、製造、流通に係わる諸企業・諸機関の連携をコーディネートし、フードビジネスのクラスター構築に寄与し、食産業が直面している諸問題を、技術とビジネスの両面から解決できる人材を養成する。具体的には、行政の立場から食品産業と農林水産業の連携による新産業の創出(食産業クラスター構築)に関わる国や県の公務員や、民間企業の経営管理部門やマーケティング部門、企画開発部門、流通部門などで企業間連携や市場開拓、新商品開発、新規ビジネスを企画・運営する企業人などが挙げられる。

②食品技術開発分野

食品の機能性などに関する食品科学の新知見を活用し、消費者の健康志向や安全志向に応えるような新食品の開発を行うことができる人材を養成する。具体的には、食品企業の研究開発部門に専門家として勤務し、食品の新機能の追究や放射光技術などを活用した新商品の開発を担当する社員が挙げられる。また、食品の最も基本的な特性である安全性及び信頼の確保のために、HACCP、ISO22000をはじめとする高度な安全管理システムの運用を含め、フードチェーンの各段階の現場実態に即した的確な食品安全マネジメントを実践できる人材も養成する。具体的には食品企業の工場のISO22000などの認証取得や運用など、安全管理システムの企画運営を実際に担当する食品企業の製造・品質管理部門などの企業人が挙げられる。

(2) 「農・環境イノベーション領域」

食材生産を担う農業(水産業を含む)及び食産業全般に係わる資源循環を対象として、食に関する環境の諸科学におけるイノベーションを支える人材を養成するのが「農・環境イノベーション領域」の役割である。

本領域では、持続的かつ生産性及び付加価値の高い新たな食材や品種開発及び生産に関する科学・技術やそれと不可分一体な経営、再生可能エネルギーなどの環境関連分野を対象に、生物生産

と生産環境に関わる科学・技術と経営など社会科学の側面から多面的に研究し教育する。

①生物生産分野

作物から畜産物・水産物まで多様な食料資源の持続的生産を可能にし、しかも生産性や付加価値を向上させる技術の開発と普及を行い、これからの地域農業の発展戦略を構想し、革新的な展開を指導していくことができる人材を養成する。

具体的には、国・県・独立行政法人などの試験研究機関や企業において品種開発や農業技術の開発に関わる研究員、農業政策の企画と実施に携わり、地域農業の革新を指導する公務員や普及指導員を養成する。また、食料生産と食品産業との連携により食材の機能性等に着目した新たな需要を創出する企業や先進的な農業法人で活躍する人材、海外での日本食ブーム等に対応して地域農業を牽引できる農業指導者を養成する。

②生産環境分野

食産業の各ステージで排出される廃棄物やバイオマス、再生可能エネルギーなどの資源循環、環境負荷・安全性とリスク評価、農山漁村と都市との共生や循環型社会形成、鳥獣害防止など、環境・共生や持続可能性に関わる課題を設定し、自ら解決・対応できる人材を養成する。

具体的には、食品製造企業、食品流通企業、外食企業等におけるリサイクル部門の技術者や、未利用エネルギー・新エネルギーの開発普及に携わる技術者、環境影響評価に関わる技術者などが期待される。

さらに、持続可能な食料資源の生産に向けて、ICTやAI技術を活用したスマート農業の技術開発、生産現場への普及・実装、鳥獣害防止対策に関わる科学・技術を身につけた人材を養成する。

具体的には、国・県・独立行政法人などの試験研究機関において農業技術の開発に関わる研究職の公務員や、農業機械関連企業および情報通信企業で新技術開発に携わる研究職の社員などが期待される。

4 教育課程の編成、履修指導及び研究指導の方法

(1) 修了要件 (大学院学則第 37 条、宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱第 8 条)

博士前期課程の修了は、以下の修了要件を満たした者について認定する。

- ①原則として本研究科に2年間以上在学すること。
- ②定められた必要な所定の科目を履修し、30単位以上の単位を修得すること。
- ③必要な研究指導を受けた上で、修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。

これらの修了要件を満たして本研究科の博士前期課程を修了した者には、「修士(食産業学)」の学位を授与する。

なお、他の研究科等で取得した単位のうち、4単位までの既習得単位については、本人からの申請に基づいて研究科教授会で審議の上、本研究科の修了に必要な単位として認めることができる。

また、本研究科の目的に照らし適当と認められるときは、上記の特定課題についての研究成果と

して、プロジェクト研究の成果を当てることができると期待される。プロジェクト研究の成果の審査により修了要件を満たそうとする場合は、入学時より履修及び研究について指導教員と綿密な計画を立てて実行していくことが必要となるので、十分に注意すること。

在学期間に関しては、産業について十分な経験と知識を持ち、成績優秀な者については1年以上在学すれば足りるものとする。但し、2年間の修学と同レベルの質を担保するために「成績優秀な者」として、具体的には以下の3条件をすべて満たす者という厳しい条件を課している。

- ①1年間で所要の単位をすべて習得している。
- ②プロジェクト研究の成果についての審査の結果、研究科教授会が、特に優秀であると認める。
- ③その他にも顕著な業績を上げていること。例えば、査読ありの学術論文を第一著者として発表している(あるいは印刷中である)、学術書等の単著がある、社会的に高く評価される食産業関連の実践成果を挙げているなど。

この措置を利用しようとする場合も、入学時より指導教員と十分に相談した上で、綿密な計画を立てて実行していくことが必要となる。

(2)履修指導

①履修指導全般について

食産業に関わる専門領域を広くカバーしている食産業学群の特徴を活かし、また食産業学群内からの進学者や既に食産業の現場での経験を積んだ社会人入学者など、予想される多様な個別ニーズに効果的に応えることができるよう、いわばテーラーメイド型の、大学院生個人々々のニーズに応じてきめ細かな個別の履修指導を行う。

まず、博士前期課程に入学後、指導教員を選定し、研究科教授会に報告し了承を得る。そして指導教員を中心に関連分野の教員も含む複数の教員により履修の支援と指導を行う。

1年前期で開講される導入科目のうち、選択必修科目の「食産業学演習A」は、原則として指導教員が担当する。これらの科目においては、演習の初期段階で大学院生の個人々々により異なるキャリアの展望を明確なものとして、そのキャリアの目標を達成するためには何が必要であるかを考慮して、各大学院生の博士前期課程在学期間中の具体的な履修計画を組むと同時に、キャリア形成のために必要な学問の基礎知識や、基礎的な研究手法を身につける。また、同時に開講される必修科目の「食産業学研究特論」を履修することで、広範な食産業学の対象領域の全般についての基本的な研究方法について学び、食産業学研究科で扱う教育研究の内容が現実の食産業界においてどのように役立っているのかを理解する。これらの1年次前期の履修科目により、博士前期課程での学習が現実の食産業界とどのような関連を持ち、どのように貢献しているかを知ることが博士前期課程での学習や研究活動を行う上でのモチベーションとして作用することが期待される。

1年の後期では「食産業学演習B」を選択必修科目として履修する。この演習科目は指導教員が担当し、大学院生が希望するキャリア形成の方向性に合わせて、修士論文の作成にまで繋がるような、それぞれの専門分野の基礎を学ぶ。

専門科目は「共通」「食品ビジネスマネジメント」「食品技術開発」「生物生産」「生産環境」の5つに区分されているが、大学院生の希望するキャリアパスや修士論文の研究テーマを考慮し、

指導教員の助言と指導を得ながら、本人の目的にあった専門科目を履修するようにプランを作成し、それに従って履修を進める。なお「共通」に含まれる6科目（「栄養機能科学特論」「食産業生物工学特論」「食感性工学科学特論」「フードシステム特論」「食産業政策特論」「データサイエンス特論」）のうち、2科目4単位を選択し履修しなければならない。

総合科目は、導入科目と専門科目の履修に引き続き、あるいは同時並行的に履修する。「インターンシップ」は教員の助言を得ながら大学院での教育を活かすことができるようなインターンシップ先を探すことから始まり、インターンシップ先との交渉、インターンシップの実施、レポートの作成などを行う。授業の予定や学年暦の進行を考慮しながら実施するが、現実的には前期の授業期間中に準備を進め、夏季休業中に企業での実習を行う場合が多くなると考えられる。「食産業学特別研究 A、B」は、指導教員の指導の下で、研究テーマを設定し、研究を進め、最終的には修士論文として取りまとめる。食産業学特別研究の履修に当たっては、研究テーマを設定した後、研究科教授会で報告の上、了承を得る。

また「食産業学特別研究 A、B」に代えて「プロジェクト研究 A、B」を履修し、その成果を特定課題についての研究成果として審査を受けることで修士論文の審査に代えることもできる。「プロジェクト研究 A、B」は「食産業学特別研究 A、B」に比べ、食産業の現場で直面している問題をより直接的に研究テーマとして、問題解決を志向したプロジェクト型の研究を進めるところに特徴がある。また「プロジェクト研究 A、B」も「食産業学特別研究 A、B」と同様に、個別の大学院生によって内容が異なり、また「プロジェクト研究」は食産業の現場での問題を扱うのが趣旨であるために個別具体的な対応が必要になるが、単位数や研究の成果が博士前期課程修了の条件として認められることなど「食産業学特別研究」に準じた扱いとなる。従って、研究テーマの研究科教授会への報告了承や、報告会での発表の義務は「食産業学特別研究」と同様である。研究成果の公表については「プロジェクト研究」の対象となっている企業との関係等によっては公表が適切ではない場合も予想されるので、研究科教授会での了承を得た場合は公表しなくてもよいものとする。

「プロジェクト研究」の実施に当たっては、大学院生、指導教員及び「プロジェクト研究」の担当教員が年度の初めに十分に打合せをした上で計画を定め、それに沿って緊密に連絡を取り合いながら実施する。

②社会人学生の場合の履修指導

社会人学生の場合は入学前から指導教員予定者の教員と相談し、履修計画を策定することが望まれる。社会人特別選抜は2年以上の実務経験を要件としているので、その経験や目的意識を大学院の履修に効果的に結びつけるよう指導教員と十分に打ち合わせる。さらに、入学後に選択必修科目として履修する「食産業学演習 A」の中で本人のキャリアの明確化と、その実現のための履修プランの設定を行う。

専門科目の履修計画を立てる際には、人材養成目標に即して、それまでの実務経験を生かして高度な専門職業人としてのキャリア形成を実現できるように努める。

また、食産業学研究科では、成績優秀な者は1年間の在学期間で修了することが出来るので、十分な実務経験を持ち知識・技能ともに優れている場合には、指導教員が本人の希望について十分に話を聞き、本人のキャリア形成に求められる学習内容に十分な配慮を払った上で履修指導を行う。成績優秀な者としての認定については研究科教授会で審査する。なお、1年間の在学で修

了する場合は「食産業学特別研究 A、B」ではなく「プロジェクト研究 A、B」の履修によってその研究成果を取りまとめることとなる。

③隔年開講について

隔年の開講を予定している科目があるので、履修計画を作成する場合には、各科目の開講予定年度を確認して、無理のない履修計画を作成するよう注意が必要である。

(3)研究指導

修士論文を提出し審査および最終試験に合格することで修了する場合の修士論文の作成については「食産業学特別研究 A、B」において実施するが、それ以外の機会にも指導教員は日常的に指導を行う。

学生は、入学直後より、指導教員を中心に、関連する分野の複数の教員の指導を受けることとなる。1年前期の「食産業学演習 A」と1年後期の「食産業学演習 B」は、原則として指導教員が担当することで、1年次より学生は指導教員から緊密な研究指導を受けることとなる。そして、2年次の「食産業学特別研究 A、B」では、1年次の研究指導にさらに高度な内容を積み上げていく形で指導を受ける。

また、「プロジェクト研究 A、B」を1年次の科目として開講するが、この科目は実践的な内容を研究の対象とする科目であるが、研究成果は修士論文に準じた扱いとなるので、履修に当たっては「食産業学特別研究 A、B」と同様に指導教員が履修指導を行う。

なお、入学から修了までの修士論文作成または特定の課題についての研究のための研究指導のおよその流れを示せば、次のようになる。

入学から修了までの研究指導

1年	4月	指導教員の決定	
	7月末日	修士論文研究（指導）計画書の提出	
	2月末	修士論文研究（指導）計画書の提出	
	～3月	修士論文中間発表	
2年	7月末日	修士論文研究（指導）計画書の提出	
	9月	修士論文仮題目の提出(主指導教員へ) 修士論文中間発表	
	11月	修士論文第一次稿の提出(主指導教員へ)	
	1月末日	学位申請書、修士論文等の提出	
	2月	修士論文発表会 修士論文研究（指導）計画書の提出	
	3月		学位論文審査委員会による修士論文審査・最終試験
			博士前期課程修了(学位記授与)

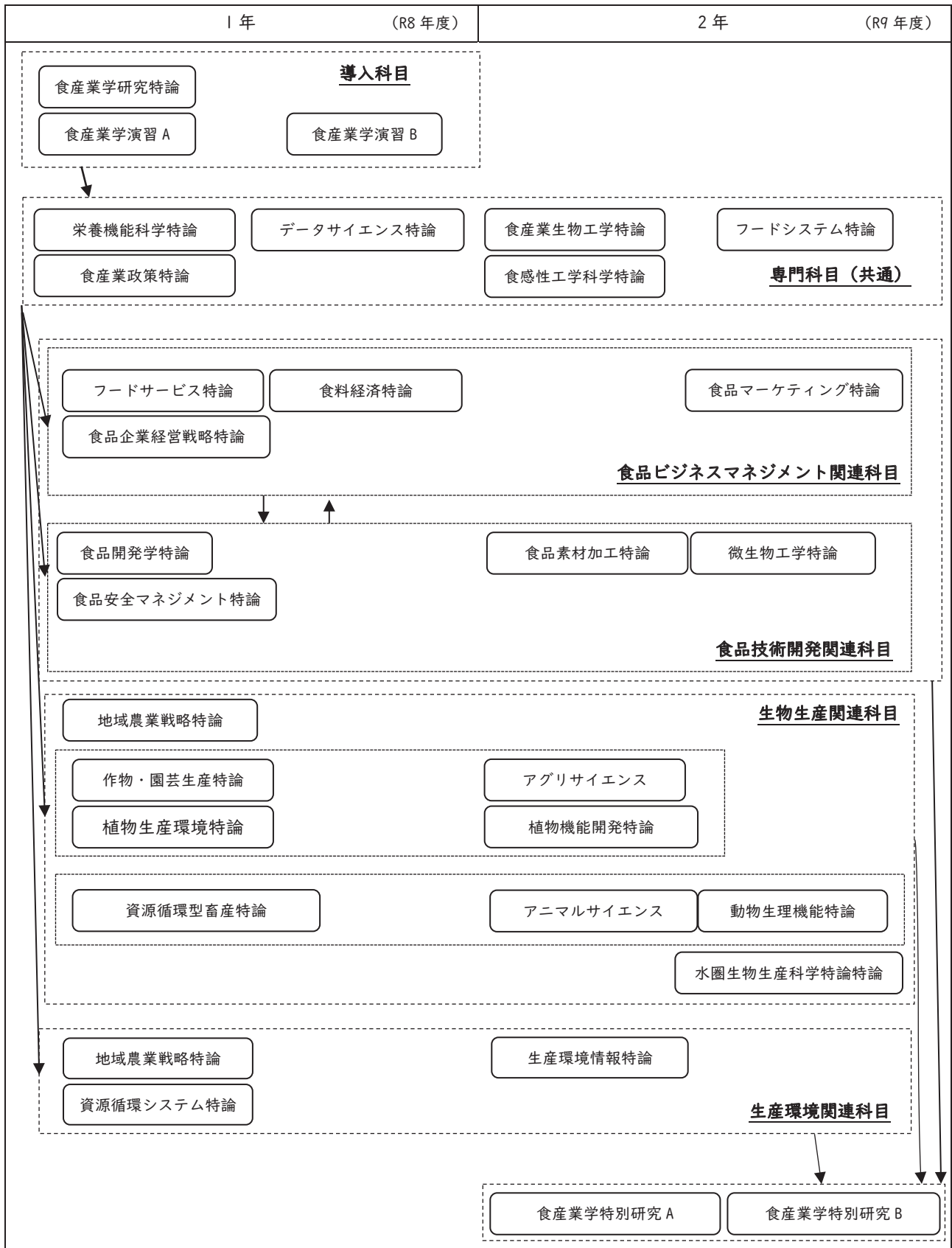
注：修士論文に代えて特定の課題についての研究成果を提出する場合の審査及び最終試験については別途定める。

(4) 食産業学研究科食産業学専攻前期課程（前期2年の課程）の概要

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	令和 8年度	令和 9年度	担当教員	備考	
			講 義	演 習	実 験・実 習							
導入科目	共通	食産業学研究特論	1前	2		必修	毎	●	●	教授 石川 伸一 教授 岩井 孝尚 教授 川島 滋和 教授 菊地 郁	必修科目を含めて、 4単位以上修得すること	
		食産業学演習A *	1・2前	2		選択	毎	●	●	各専任教員		
		食産業学演習B *	1・2後	2		選択	毎	●	●	各専任教員		
専門科目	共通	栄養機能科学特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 森本 素子 教授 白川 愛子	4単位以上修得すること	
		食産業生物学特論	1・2前	2		選択	隔	-	●	教授 岩井 孝尚 教授 須田 義人		
		食感性工学科学特論	1・2前	2		選択	隔	-	●	教授 金内 誠 准教授 庄子 真樹		
		フードシステム特論	1・2後	2		選択	隔	-	●	教授 森田 明		
		食産業政策特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 作田 竜一 教授 森田 明		
		データサイエンス特論	1・2後	2		選択	隔	●	-	教授 須田 義人		
	食品イノベーション領域 食品技術開発	食品イノベーション領域 食品技術開発	フードサービス特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	准教授 丹治 朋子 非常勤講師 伊澤 勝平	
			食料経済特論	1・2後	2		選択	隔	●	-	教授 森田 明	
			食品マーケティング特論	1・2後	2		選択	隔	-	●	准教授 滝口 沙也加 非常勤講師 鶴岡 公幸	
			食品企業経営戦略特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	食産業学研究科長 特任教授 三石 誠司	
		食品開発学特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 金内 誠 教授 石川 伸一		
		微生物工学特論	1・2後	2		選択	隔	-	●	教授 金内 誠 教授 畠田 俊一		
		食品素材加工特論	1・2前	2		選択	隔	-	●	教授 石川 伸一 教授 笠原 紳		
		食品安全マネジメント特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 毛利 哲 教授 畠田 俊一		
環境イノベーション領域	環境イノベーション領域	地域農業戦略特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 川島 滋和 講師 紺屋 直樹		
		アグリサイエンス	1・2前	2		選択	毎	●	●	教授 中村 茂雄 教授 岩井 孝尚 教授 木村 和彦		
		アニマルサイエンス	1・2前	2		選択	毎	●	●	教授 森本 素子 教授 須田 義人		
		作物・園芸生産特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 中村 聡		
		植物機能開発特論	1・2前	2		選択	隔	-	●	教授 岩井 孝尚		
		動物生理機能特論	1・2後	2		選択	隔	-	●	教授 森本 素子		
		資源循環型畜産特論	1・2後	2		選択	隔	●	-	教授 深澤 充		
		植物生産環境特論	1・2前	2		選択	隔	●	-	教授 木村 和彦		
		水圏生物生産科学特論	1・2後	2		選択	隔	-	●	教授 三上 浩司		
		生産環境情報特論	1・2前	2		選択	隔	-	●	准教授 原田 龍一郎 准教授 後藤 勲		
総合科目	総合科目	インターンシップ	1・2前		2	選択	毎	●	●	各専任教員	プロジェクト研究AとBまたは食産業学特別研究AとBの組み合わせのどちらかを必ず修得すること	
		プロジェクト研究A	1・2前		4	選択	毎	●	●	各専任教員		
		プロジェクト研究B	1・2後		4	選択	毎	●	●	各専任教員		
		食産業学特別研究A	2前		4	選択	毎	●	●	各専任教員		
		食産業学特別研究B	2後		4	選択	毎	●	●	各専任教員		
単位数合計(33科目)				56	16	2				修了要件単位数 30単位以上		

※隔年開講:「隔」は隔年に開講する科目,「毎」は毎年開講する科目です。
 ※「隔」または「毎」の右の●印は、開講する年度を示しています。
 ※上記担当教員は令和8年度2月現在の予定です。実際の開講時点で変更される場合があります。

(5) 食産業学研究科前期課程カリキュラム・マップ



※専門科目（共通）、食品ビジネスマネジメント関連科目、食品技術開発関連科目、生物生産関連科目、生産環境科目に含まれる科目は隔年で実施しているため、年度によって配当科目が異なります。

(6)履修モデル(27～32 ページを参照)

食産業学研究科の2つの領域、4つの分野に対応する形で各学年に履修科目を割り当てた履修モデルを示す。

「食品ビジネスマネジメントモデル」は、食産業学研究科を修了後、食品流通企業へ就職し、経営管理やマーケティングを担当するという人材を養成するため、食産業に関する経済経営関係の科目を中心に、合わせて食品の感性評価や食文化について履修するモデルである。

「食品技術開発モデル」は、食産業学研究科を修了後、フードサービス企業へ就職し、新たな商品開発を行う人材を養成するため、食品安全や食品開発も含めて、フードサービス関係の科目を中心に履修するモデルである。

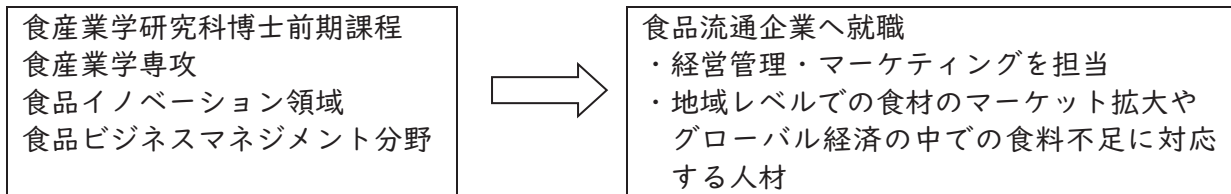
「生物生産モデル」は、食産業学研究科を修了後に県庁に就職し、改良普及員として地域農業のイノベーションを支援する人材を養成するため、地域農業戦略や農・畜・水産物に関する科目を履修するモデルである。

「生産環境モデル」は、食産業学研究科を修了後に食品流通企業や県庁・民間コンサルタント企業に就職し、環境負荷の少ない店舗・商品開発を行う人材を養成するため、環境マネジメントや資源管理に関する科目を履修するモデルである。

最後に「1年間の在学で修了する場合の履修モデル」は、食品製造企業に在職していた社会人が1年間、休職して食産業学研究科で学び、1年間の在学期間で修了し、元の職場に復帰し、画期的な機能性食品を開発する場合のモデルである。1年間の在学期間中に所定の単位を取得し、プロジェクト研究のレポートをとりまとめて修了することで修了要件の一部は満たすことができる。

各領域・分野の履修モデル

◆食品ビジネスマネジメント モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目 (共通) 2 科目 4 単位を 選択必修	栄養機能科学特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	食産業生物工学特論	選択	2	
	食感性工学科学特論	選択	2	
	フードシステム特論	選択	2	
	食産業政策特論	選択	2	
	データサイエンス特論	選択	2	
専門科目 (一般)	フードサービス特論	選択	2	
	食料経済特論	選択	2	
	食品マーケティング特論	選択	2	
	食品企業経営戦略特論	選択	2	
総合科目	食産業学特別研究 A(**)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(**)	選択	4	
単位合計				30 単位

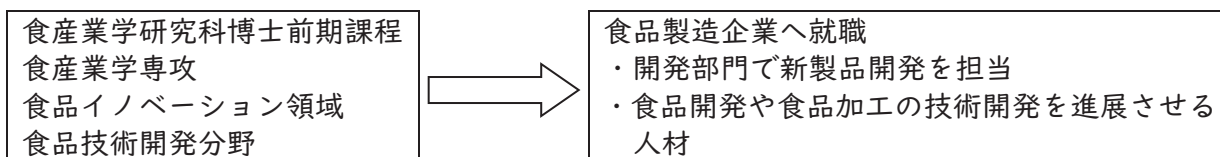
注：(*)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。

専門科目は共通 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修

(**)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修

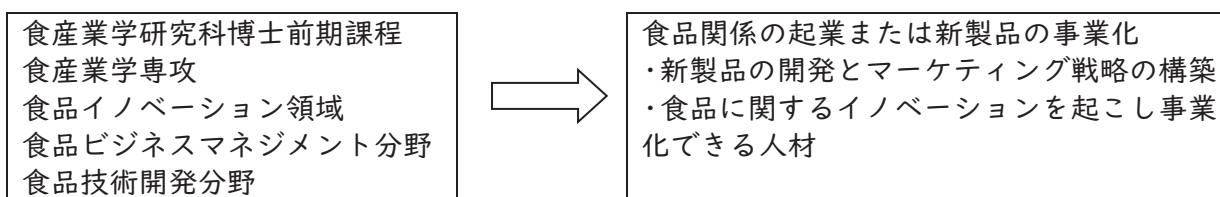
なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う

◆食品技術開発 モデル



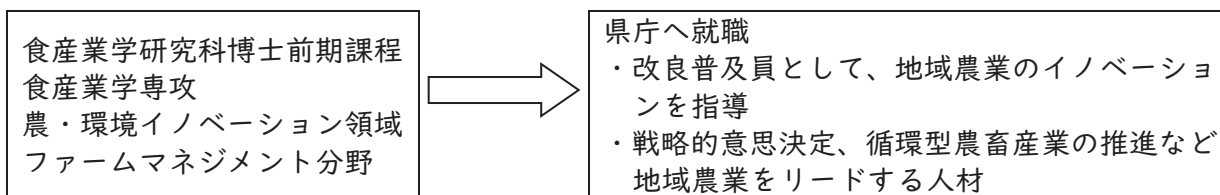
	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(＊)	選択	2	
	食産業学演習 B(＊)	選択	2	
専門科目 (共通) 2科目4 単位を選 択必修	栄養機能科学特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	食産業生物工学特論	選択	2	
	食感性工学科学特論	選択	2	
	フードシステム特論	選択	2	
	食産業政策特論	選択	2	
	データサイエンス特論	選択	2	
専門科目 (一般)	食品開発学特論	選択	2	
	微生物工学特論	選択	2	
	食品素材加工特論	選択	2	
	食品安全マネジメント特論	選択	2	
総合科目	食産業学特別研究 A(＊＊)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(＊＊)	選択	4	
単位合計				30 単位
注：(＊)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。 専門科目は共通 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修 (＊＊)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う				

◆食品イノベーション モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計	
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位	
	食産業学演習 A(*)	選択	2		
	食産業学演習 B(*)	選択	2		
専門科目 (共通) 2 科目 4 単位を選 択必修	栄養機能科学特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上	
	食産業生物工学特論	選択	2		
	食感性工学科学特論	選択	2		
	フードシステム特論	選択	2		
	食産業政策特論	選択	2		
	データサイエンス特論	選択	2		
専門科目 (一般)	フードサービス特論	選択	2		
	食料経済特論	選択	2		
	食品マーケティング特論	選択	2		
	食品企業経営戦略特論	選択	2		
	食品開発学特論	選択	2		
	微生物工学特論	選択	2		
	食品素材加工特論	選択	2		
総合科目	食産業学特別研究 A(**)	選択	4		8 単位
	食産業学特別研究 B(**)	選択	4		
単位合計					30 単位
注：本モデルは、イノベーションを図るため食品イノベーション領域の2分野の科目から選択できるものであるが、その選択に際しては自分の目的や進路に資するものを選ぶこと。 (*)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。 専門科目は共通 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修 (**)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う					

◆生物生産 モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目 (共通)2 科目 4 単 位を選択 必修	栄養機能科学特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	食産業生物工学特論	選択	2	
	食感性工学科学特論	選択	2	
	フードシステム特論	選択	2	
	食産業政策特論	選択	2	
	データサイエンス特論	選択	2	
専門科目 (一般)	地域農業戦略特論	選択	2	
	アグリサイエンス	選択	2	
	アニマルサイエンス	選択	2	
	作物・園芸生産特論	選択	2	
	植物機能開発特論	選択	2	
	動物生理機能特論	選択	2	
	資源循環型畜産特論	選択	2	
	植物生産環境特論	選択	2	
水圏生物生産科学特論	選択	2		
総合科目	食産業学特別研究 A(**)	選択	4	
	食産業学特別研究 B(**)	選択	4	
単位合計				30 単位

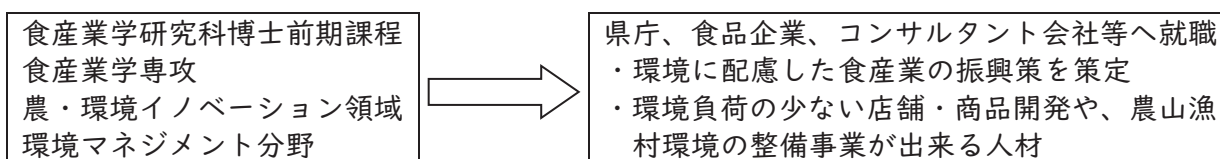
注：(*)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。

専門科目は共通 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修

(**)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修

なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う

◆生産環境 モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目 (共通) 2科目4 単位を選 択必修	栄養機能科学特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	食産業生物工学特論	選択	2	
	食感性工学科学特論	選択	2	
	フードシステム特論	選択	2	
	食産業政策特論	選択	2	
	データサイエンス特論	選択	2	
専門科目 (一般)	生産環境情報特論	選択	2	
	資源循環システム特論	選択	2	
	地域農業戦略特論	選択	2	
総合科目	食産業学特別研究 A(**)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(**)	選択	4	
単位合計				30 単位

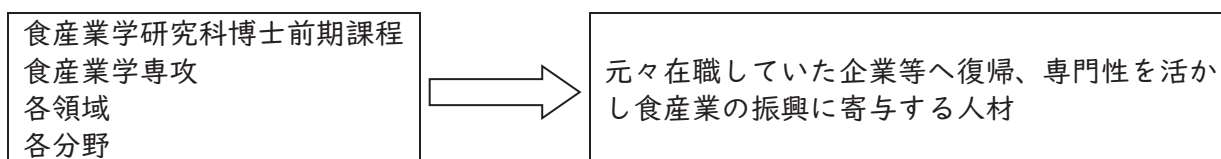
注：(*)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。

専門科目は共通 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修

(**)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修

なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う

◆1年間の在学で修了する場合の履修モデルの例



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	選択必修を中心に各人の専門性、今後の方向性を考慮し、指導教員と協議して決めるもの。			16 単位
総合科目	プロジェクト研究 A	選択	4	8 単位
	プロジェクト研究 B	選択	4	
単位合計				30 単位
注：(*)は、食産業学演習 A と B のいずれか、または両方を修得すること。 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う				

食産業学研究科

【 博士 後期 課程 】

食産業学研究科（博士後期課程）

1 食産業学とは何か

食産業学研究科では「食産業とは、食材の生産から始まり食品の消費や食生活に至るまでの一連の産業を、有機的な関連を持ったひとつのシステムとして捉える場合の総称」と位置づけている。食産業学研究科が行う食産業学の教育研究は、現代社会の食をめぐる諸問題を食産業という概念を通して理解し、問題解決に当たるところに特徴を有する。

食産業学研究科では、食産業学を以下のような特徴を有する学問として把握している。

- ①食産業学とは、国民の食を支える食産業を構成する諸産業、及びそれらの産業が機能を発揮するために必要となる関連分野について教育研究する学問である。具体的には、農水産業、食品製造業、食品流通業、食サービス業等の諸産業に加えて、食材生産の場である農山漁村の農地や用水路などの生産基盤等の維持管理や、食料生産に伴う有機物資源のリサイクルなどの問題が対象となる。
- ②食産業学は、食産業のニーズや課題及び食生活の課題に応じて教育研究を行う実学であり、育種や栽培・飼養技術の開発による生産力の向上、農業生産基盤と農村環境の整備、農産物及び食品の高付加価値化等に資するものである。
- ③食産業学は、食産業の技術的な側面と、経営的な側面との双方を教育研究の対象とすることから、文理融合的な領域である。

2 人材育成の目標

養成する人材の能力と人材像と社会的ニーズ

前述のような食産業学研究科の理念・目標と、これまでの修士課程(現・博士前期課程)での人材養成の状況を踏まえ、博士後期課程での養成が求められている人材は、以下のような能力等を持った人材である。また、そのような人材の進路としては次のような職種が考えられる。

第1に、食産業学分野において、深い学識と研究マインドを持ち、自らが研究課題を発掘し、自らが研究を行い、問題を解決していくことが出来る自立的な研究能力を有した人材である。近年では食品科学分野においても遺伝子やタンパク質、あるいは代謝産物等がどのように機能しているかを網羅的に解明するオミクスの理解が必要になるなど、食産業学に求められる学問の水準は高度化してきている。それらの新たな研究領域を吸収しつつ食産業研究の新しい分野を開拓し、成果を活かして新たな産業を創出していくことが求められる。食産業学に関する研究は、大学や独立行政法人等の研究機関をはじめ、地方自治体の試験研究機関、あるいは企業の研究所等で行われているので、具体的な進路もこれらの試験研究機関となる。そのいずれにおいても、自立した研究者として活躍していける人材を養成する。

第2に、高度化・複雑化する食産業の全体像を視野に置き、その特徴を理解し、農商工など異なる産業間の連携などの手法を研究し、新たな食産業クラスターの形成をリードできる人材である。食産業は食材生産から食品加工・食品流通・外食までを包括した概念である。農山漁村の活

性化でしばしば議論される市町村レベルや、静岡県茶や山梨県ワインなどのような都道府県レベルの取り組みなど、様々な形で6次産業化の取り組みが進められている。東日本大震災からの復興過程においても地域の諸産業の連携による効果が期待されているところである。6次産業化という、ある種の産業クラスターの形成においてしばしば指摘されるのは、コーディネーターのマンパワーが不足しているという問題である。具体的にコーディネーターの立場に立つのは国や自治体の職員のことあれば民間の人材のこともあるが、いずれにしても食産業学の先端的な知識を持ち、それを活用することによって企業等のネットワークを構築し、有効な食産業クラスターの形成をリードすることが求められる。それに資する人材を養成する。

第3に、高度な学識や専門的な知見、あるいは大学院教育で培った食産業学研究法を駆使して食産業の実業界においてリーダーとして食産業界をリードしていける人材である。この第3の養成する人材は、一方では世界を相手として技術移転や開発輸入あるいは貿易等、グローバル化した食産業の実態を分析し将来展望を示し、企業のリーダーとして食産業界で活躍できる人材である。現代の日本の食料事情を反映して、わが国の食産業はグローバル化する経済活動への対応が求められており、既に発展途上国や中進国へ進出し、日本への輸入を目的とする農産物生産や加工食品生産に取り組んでいる企業も多い。このような企業活動を適切に行うのに必要な戦略を構想し実行できる人材の養成も行う。同時に、他方では、地域社会や地域経済に根ざし、環境を視野に入れた食産業を、地域にしっかりと位置づけて発展させる事のできる人材の養成も行う。具体的には、農業経営において、あるいは食品の製造業、流通業、外食産業などの食品産業で、産業界をリードし、人々の食生活を改善できる経営者や技術者、及びこれらの業界のリーダー、更に、環境規制等に対応した農業や食産業を実現させる業界や地域社会のリーダーなどが博士後期課程の修了者の進路として想定される。

3 食産業学研究科博士後期課程の構成と特徴

(1) 教育課程の編成の考え方

食産業学研究科博士後期課程では、以下のような考え方を基本として、教育課程を編成する。

- ①博士後期課程のカリキュラム等の編成に当たっては、食産業のカバーする領域の広さと近年の食産業の課題の複雑さを考慮しなければならない。博士前期課程において、食材の生産から食品の製造加工、流通、サービス、消費に至る流れ、更には食材生産のための基盤整備や食品廃棄物のリサイクルにも及ぶ広範囲にわたる食産業学の全体像をつかみ、食産業学全般についての豊かな学識を養い、企業の現場や地域社会で役立つ技術の開発を可能にするため、食産業学全般についての理解を深めるための教育を行う。博士後期課程では、その上に更に、博士後期課程にふさわしい水準の深さを持ち、自立して研究活動を行えるだけの能力を培い、本研究科の理念や養成する人材像を実現させるべく、教育課程を編成する。
- ②食産業学専攻以下の領域の編成は、博士前期課程における「食品イノベーション領域」と「農・環境イノベーション領域」の2領域の態勢を受けて、「食品研究領域」と「農・環境研究領域」とする。
- ③博士後期課程のカリキュラムは、基本科目、専門科目、特別研究により構成する。自立した研究者として、あるいは研究マインドを持ち高度の専門的な職業人として活動するのに必要な研究遂行能力の習得、また、これからの時代の食産業研究にとっては不可欠である遺伝子・タン

パク質・代謝産物等を対象に解析を行うオミクス研究の知識の習得、国際的な場での研究活動や実践活動に必要な外国語によるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得、あるいはグローバル化する食産業の現状を分析し将来展望を持ち、食産業界をリードしていくための能力については、基本科目として開講する科目群により養成する。

- ④博士後期課程に求められるスペシャリストとしてそれぞれの専門の深さを極める科目としては、専門科目を開講する。専門科目では、先進的な知識獲得に力点を置いた講義系の科目と、具体的な先進的技術・研究開発力の獲得に力点を置いた演習系の科目を通して、専門的な学識を獲得させ、また研究能力を養成する。
- ⑤特別研究により専任教員の指導の下で博士論文の完成へ向けて、研究指導を行う。1年次より3年次まで、在籍期間を通じて一貫した形で特別研究を履修することにより、大学院博士後期課程修了者に期待される深い専門的な学識とそれに裏打ちされた高い研究能力及び問題発見能力・問題解決能力等々を養う。
- ⑥社会人学生が大学院全体の一定層を占めることが予想されるので、それらの学生の便宜を図るために、一部の科目については、週末を利用しての集中講義形式での開講を行う。

(2)教育課程

①講義、演習、研究指導を組み合わせた教育

前述の養成する人材像として示した自立した研究者、研究マインドを持って食産業クラスターの形成に当たるコーディネーター、またグローバルからローカルレベルまで食産業の実業の世界でリーダーとして活躍する人材を養成するために、以下のような教育課程を整備する。

教育課程は、基本科目、専門科目、特別研究の3グループの科目により構成する。

基本科目は自立した研究者として、あるいは研究マインドを持った専門的職業人として活躍できるための基礎力を養う科目である。文献レビューに始まり、自らの研究テーマ設定、研究計画策定、研究の遂行という一連の過程をセミナー形式と講義形式の授業により修得させる「食産業学研究法」、食産業においても基礎的な素養として求められるようになってきた遺伝子、タンパク質、代謝産物等の解析データを「情報」として利活用することについて学ぶ「食産業オミクス論」、国際的な場で研究活動を行うための必要なコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を養成する「サイエンス・コミュニケーション」の3科目を必修とする。

専門科目は、各分野での発展的な課題や手法について、講義形式の科目と演習形式の科目により、深い専門性を獲得するように構成されている。

特別研究は研究指導教員による個別の研究指導であり、大学院生の問題意識に応じてテーマを設定し、指導教員の緊密な指導を受ける。

博士後期課程の教育に当たり、講義、演習、研究指導の中に、現場でのフィールドワークや現場での課題を扱った研究などを導入し、食産業の現場からの課題抽出・課題解決の能力を養成する。

なお、食産業学はその学問的な性格から、食産業の全体を俯瞰できる知識と、個別の学問領域や産業領域に関する深い知識が必要とされる。食産業学の全般にかかわる教育については、本研究科の博士前期課程からの進学者は既に博士前期課程で食産業学研究特論によって修得済みであるが、本研究科以外から進学してくる学生など、このような知識が不足していると判断された学生に対しては、博士前期課程で開講している食産業学研究特論をはじめとする基本科

目を聴講させる。

②主・副の複数の指導教員による指導体制

入学後に正式に決定される主研究指導教員が副研究指導教員の協力を得ながら、在学期間の全ての期間にわたって特別研究を指導するほか、日常的にも研究室等で随時指導を行うことにより、深い専門性を養成する。

食産業学の領域は広く、研究のアプローチ方法は学際的なものになることも多いので、主研究指導教員のみでカバーすることが難しい。そこで、主研究指導教員に加えて副研究指導教員など、複数の教員による指導を実施し、研究の遂行に必要な知識や能力を獲得させる。

大学院生の研究の進捗状況については、食産業学研究法や食産業学特別研究などの授業科目の他、学内で行われるセミナー等の機会随時報告を求め、食産業学研究科を構成する全教員により集団的な指導を行う。

4 教育課程の編成、履修指導及び研究指導の方法

(1) 修了要件 (大学院学則第 38 条)

博士後期課程の修了要件は、以下のように定める。

- ①本課程に原則として3年以上在学していること。
- ②必修科目である食産業学研究法(2単位)、食産業オミクス論(2単位)、サイエンス・コミュニケーション(2単位)、及び食産業学特別研究(6単位)を含む計16単位以上を修得し、研究指導を受けた上で博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すること。
- ③なお、学則に則り、特に優秀な研究成果を上げた場合には、特例として早期修了を認める場合もある。但し、学校教育法施行規則第156条の規定及び平成元年文部省告示第118号により、大学院の入学資格があると認められて入学した者については、3年以上の在学を修了要件とする。

(2) 履修指導

博士後期課程であるので、食産業学又は関連する学問分野において一定程度の研究歴を持った者が入学してくることと、既存の学問分野とは異なる学際的専門性が高い研究テーマとなることを考慮し、入学前から主研究指導教員となる予定者と本人との間で緊密な連絡を取り、実質的な事前履修指導を開始する。特に他大学の大学院の修了者や博士論文研究基礎力試験の合格者等には、本学部及び本研究科博士前期課程で修得できる食産業学全般に関する学識が不足しているので、事前に十分な指導をすると共に、入学後に博士前期課程における食産業学研究特論の聴講を指導する。

入学後も、オリエンテーション等を通じて、履修方法について指導すると共に、学生のこれまでの研究歴、就業状況等を考慮し、在学期間中の科目履修計画を立て、更に研究テーマの設定、研究手法の選択、研究計画の立案など、研究の基本的な方針を決定し、その研究の進展に役立つような履修指導を行う。

加えて、学生の履修状況や研究の進捗状況を見ながら、主・副研究指導教員は、適時適切な履修上の助言や指導を行う。

(3) 研究指導

研究指導及び博士論文の提出は、概ね以下のスケジュールに沿って実施する。

なお、このスケジュールに加えて、学生には、学会における個別報告や公開講座での講演等のオープンな場での研究報告を、原則として各年度1回以上行うことを義務づける。ただし、特許等の知的所有権に係わる情報の保護などの特別な事情がある場合は、教授会における承認の下、公知の事実として権利取得等に支障を来さない範囲内での研究報告を行うように配慮する。

入学から修了までの研究指導

1年	4月	主・副指導教員の決定
	7月末日	研究（指導）計画書の提出（研究科教務委員へ）
	9月	博士論文中間発表会
	2月末日	研究（指導）計画書の提出（研究科教務委員へ）
2年	4月	博士論文題目届の提出（主研究指導教員へ）
	2月末	研究（指導）計画書の提出（研究科教務委員へ）
	～3月	博士論文中間発表会
3年	4月	博士論文の最終題目届の提出（主研究指導教員へ）
	11月	予備審査（予備審査の結果判定は博士論文として「提出可」もしくは「提出不可」のいずれかとする。）
	12月下旬	「提出可」の判定を受けた学生は、博士論文を提出する。
	2月	博士論文発表会 研究（指導）計画書の提出（研究科教務委員へ） 博士論文最終試験

(4) 履修モデル

養成する人材像を想定して、以下の3つの履修モデルを設定する。

履修モデル(1)：食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者を想定

履修モデル(2)：食産業クラスター形成のコーディネーターを想定

履修モデル(3)：食産業界のアクティブなリーダーを想定

履修モデル(1)は、食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者として活躍する人材の養成を想定して設定した履修モデルである。この履修モデルでは、必修となっている基本科目3科目を1年次に履修し、それと並行して指導教員と相談しながら各人の専門分野の研究で必要となる分野の特論科目と特別演習科目を履修していく。その一方で、博士後期課程に進学直後から、「食産業学特別研究」によって、各人のテーマに応じて指導教員から直接的に研究指導を受ける。このような履修方法により、各人の専門領域での知識と技術が深められ、自立した研究者として活動できるだけの能力が獲得できる内容となっている。

履修モデル(2)は、将来、食産業クラスター形成のコーディネーターとして活躍する人材の養成を想定して設定した履修モデルである。この履修モデルでも、必修となっている基本科目3科目を1年次に履修し、それと並行して、あるいはその後に、特論と特別演習を履修することになっ

ている。専門科目の中では、「食材生産特論」と「食品加工特論」を推奨科目としている。クラスター形成のコーディネーターとして活動する時に基本となるのは食材の生産と加工の技術であることを踏まえての科目の推奨である。コーディネーターに求められるのは広範な知識であるので、推奨された科目以外にも自らの関心や活動する予定の地方の地域特性に応じた科目の履修も幅広く選択できる。

履修モデル(3)は、グローバル化する食産業の中において、業界をリードしアクティブに活躍していく農業・食品関連企業のリーダーの養成を想定して設定した履修モデルである。基本科目に加えて、「食産業経済経営特論」が推奨科目となっている。これらの履修を通じて、グローバル化する食産業界のリーダーの養成を目指す。

(5)食産業学研究科食産業学専攻博士後期課程(後期3年の課程)の概要

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔 年 開 講	担当教員	備 考
			講 義	演 習	実 験・ 実 習				
基本科目	食産業学研究法	I前	2			必修	毎 教授 白川 愛子 教授 金内 誠 教授 三上 浩司 教授 菰田 俊一 教授 日渡 祐二 教授 森田 明 教授 森本 素子 教授 深澤 充 教授 菊地 郁 准教授 鳥羽 大陽 特任教授 西川 正純 非常勤講師 下山田 真		
	食産業オミクス論	I前	2			必修	毎 教授 須田 義人 教授 石川 伸一 教授 白川 愛子 准教授 鳥羽 大陽		
	サイエンス・コミュニケーション	I後	2			必修	毎 教授 金内 誠 教授 川島 滋和 教授 笠原 紳 教授 白川 愛子		
専門科目	食材生産特論	I前	2			選択	毎 教授 岩井 孝尚 教授 森本 素子 教授 日渡 祐二 教授 中村 聡 教授 深澤 充		
	食品加工特論	I前	2			選択	毎 特任教授 西川 正純 非常勤講師 下山田 真 非常勤講師 津志田 藤二郎		
	食農環境特論	I前	2			選択	毎 教授 笠原 紳 教授 中村 茂雄		
	食産業経済経営特論	I前	2			選択	毎 教授 森田 明		
	食材生産特別演習	I後		1		選択	毎 教授 岩井 孝尚 教授 木村 和彦 教授 須田 義人 教授 中村 聡		
	食品加工特別演習	I後		1		選択	毎 教授 金内 誠 特任教授 西川 正純 非常勤講師 下山田 真		
	食農環境特別演習	I後		1		選択	毎 教授 笠原 紳 教授 中村 茂雄		
食産業経済経営特別演習	I後		1		選択	毎 教授 森田 明 教授 川島 滋和			
特別研究	食産業学特別研究	I~3		6		必修	毎 各専任教員		
単位数合計(12科目)			14	10				修了要件単 位数 16単位以上	

※隔年開講：「隔」は隔年に開講する科目，「毎」は毎年開講する科目です。
 ※上記担当教員は令和8年度2月現在の予定です。実際の開講時点で変更される場合があります。

(6)各領域・分野の履修モデル

3つの履修モデル

履修モデル(1)：食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者を想定

科目名	単位数	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食材生産特論	2	△ ¹		*		*	
食品加工特論	2	△ ¹		*		*	
食農環境特論	2	△ ¹		*		*	
食産業経済経営特論	2	△ ¹		*		*	
食材生産特別演習	1		△ ²		*		*
食品加工特別演習	1		△ ²		*		*
食農環境特別演習	1		△ ²		*		*
食産業経済経営特別演習	1		△ ²		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の8科目から、4単位を取得する。

注) ◎：必修科目。

△¹：いずれか1科目を履修する。

△²：この中から2科目を履修する。

*：選択可能。△¹、△²の科目も選択可能である。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

履修モデル(2)：食産業クラスター形成のコーディネーターを想定

科目名	単位数	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食材生産特論	2	○		*		*	
食品加工特論	2	*		○		*	
食農環境特論	2	*		*		*	
食産業経済経営特論	2	*		*		*	
食材生産特別演習	1		*		*		*
食品加工特別演習	1		*		*		*
食農環境特別演習	1		*		*		*
食産業経済経営特別演習	1		*		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の8科目から、4単位を取得する。

注) ◎：必修科目。

○：履修モデルでの推奨科目。

*：選択可能。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

履修モデル(3)：食産業界のアクティブなリーダーを想定

科目名	単位数	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食材生産特論	2	*		*		*	
食品加工特論	2	*		*		*	
食農環境特論	2	*		*		*	
食産業経済経営特論	2	○		*		*	
食材生産特別演習	1		△ ³		*		*
食品加工特別演習	1		△ ³		*		*
食農環境特別演習	1		△ ³		*		*
食産業経済経営特別演習	1		△ ³		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の8科目から、4単位を取得する。

注) ◎：必修科目。

○：履修モデルでの推奨科目。

△³：いずれか1科目を履修する。

*：選択可能。△³の科目も選択可能である。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

関 係 規 程

宮城大学大学院学則

宮城大学大学院履修規程

宮城大学学位規程

宮城大学大学院長期履修規程

宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱

宮城大学大学院食産業学研究科博士前期課程における学位論文審査要綱

宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱

食産業研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮をする
場合の取扱要綱

食産業学研究科論文審査基準

*規程等は随時改定されることがあります。最新のものはHPに

掲載されているので、学内HPをご確認ください。

宮城大学大学院学則

平成29年4月1日
平成28年宮城大学規則第6号

目次

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 教育の目的（第3条―第5条）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第6条―第8条）
- 第4節 入学、標準修業年限及び在学年限（第9条―第18条）
- 第5節 学籍及び学籍の異動（第19条―第24条）
- 第6節 賞罰（第25条・第26条）
- 第7節 教育課程（第27条―第36条）
- 第8節 課程の修了、学位（第37条・第38条）
- 第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第39条―第42条）
- 第10節 授業料等（第43条）
- 第11節 その他（第44条・第45条）

第1節 目的等

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 教育の目的

（大学院）

第3条 本学大学院に、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く課程、専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	10人	20人
		博士課程後期課程	3人	9人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	13人	26人

		(修士課程) 博士課程後期課程	3人	9人
--	--	--------------------	----	----

- 3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第4条 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第5条 本学大学院に、教員、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業の開始日は、別に定める。

（休業日）

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 開学記念日5月1日
 - 四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日
- 2 前項の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日で

あっても授業を行うことができる。

第4節 入学、標準修業年限及び在学年限

(博士前期課程の入学資格)

第9条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 九 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十一 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第10条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

学位に相当する学位を授与された者

- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第12条 学長は、前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、合格者を決定する。

2 合格者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第13条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第14条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は、後期の始めとすることができる。

(標準修業年限及び在学年限)

第16条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、前条の規定にかかわらず、別に定める。

(再入学)

第18条 学長は、本学大学院を退学した者又は第24条第1号から第3号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内とする。

第5節 学籍及び学籍の異動

(学籍)

第19条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

(休学)

第20条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項及び前項の休学の期間は1か月単位とし、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて2年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

(復学)

第21条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により前項の申請を行う場合には、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学年限を超えた者

- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第25条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、表彰する。

(懲戒)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を、懲戒に処する。

- 一 法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為
 - 二 試験等において不正を行う行為
 - 三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為
 - 四 本学の秩序を乱し、又は本学の名誉や信用を傷つける行為
 - 五 その他学生として不適切な行為
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。
- 3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。
- 4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。
- 5 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮することが適切であると判断した場合には、学長はその期間を短縮することができる。

第7節 教育課程

(教育課程の編成、実施及び改善)

第27条 本学大学院は、第2条及び第4条に掲げる目的を達成するために、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。
- 3 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。
- 4 前3項に定めるもののほか、教育課程の編成、実施及び改善に関して必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第28条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(授業及び研究指導の方法)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業

を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

(授業科目)

- 第31条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表のとおりとする。
- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(成績の評価・単位の認定)

- 第33条 学生の期末の成績は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。
- 2 前項の学生の学修到達度は、試験その他の本学が定める適切な方法によって評価するものとする。
 - 3 前項の学修到達度の評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良及び可を当該科目履修の合格とし、当該科目の単位を認定する。
 - 4 試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

- 第34条 学生は、博士前期課程において、学長の承認を得て、15単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院の他の研究科及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 学長は、教育上有益と認めるときは、博士後期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院の他の研究科及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、10単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第8節 課程の修了、学位

（博士前期課程の修了）

第37条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学長は、学生が第34条の規定により修得した単位並びに第35条及び前条第1項の規定により修得したものとみなした単位を、別に定めるところにより、前項に規定する修了必要単位数に含めることができる。
- 3 第36条第1項の規定により当該博士前期課程に入学する前に修得した単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、別に定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該博士前期課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 4 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

（博士後期課程の修了）

第38条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。

- 2 学長は、学生が第36条第3項の規定により修得したものとみなした単位を、別に定めるところにより、前項に規定する修了必要単位数に含めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた

者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。

- 一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第10条第2号から第7号に該当する者 1年
- 二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め 3年
- 4 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考を行い、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究科の研究生として入学できる者は、大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり、それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

(科目等履修生)

第40条 学長は、次条に規定するもののほか、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第41条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学、短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する取扱い)

第42条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 授業料等

(授業料、入学者選抜手数料等)

第43条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(大学院学則の改廃等)

第44条 大学院学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

- 2 前項の理事会の審議に先立ち、教育研究審議会の議を経るものとする。

(委任)

第45条 この大学院学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H28.2.24 第106回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後の宮城大学大学院学則別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R2.2.26 第158回理事会)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R2.4.22 第160回理事会)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）についても、第29条を適用する。

附 則 (R2.11.25 第167回理事会)

1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R3.2.24 第171回理事会)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R4.2.22 第183回理事会)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第31条、第37条、第38条関係) 1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程)は、令和4年度看護学研究科博士前期課程入学者から適用する。
- 3 施行日の前日において看護学研究科博士前期課程に在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの(施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。)については、改正後別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R5.2.22 第196回理事会)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第31条、第37条、第38条関係) 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程)及び4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。)については、なお従前の例による。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第31条、第37条、第38条関係) 2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)及び3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程)の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。)については、なお従前の例による。

附 則 (R7.2.26 第220回理事会)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第31条、第37条、第38条関係) 1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程)、3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程)及び5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。)については、なお従前の例による。

附 則 (R8.2.27 第232回理事会)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第31条、第37条、第38条関係) 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程)から6 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)までの規定は、令和8年度入学者から適用し、令和7年度以前の入学者(この規則の施行の日以後に令和7年度以前の入学者に相当する年次に編入学、転入学又は再入学したものを含む。)については、なお従前の例による。

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習Ⅰ		2		
基礎看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習Ⅰ		2		
看護管理学演習Ⅱ		2		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護学援助論		2		
成人健康看護学演習Ⅰ		2		
成人健康看護学演習Ⅱ		2		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護学援助論Ⅰ		2		
がん看護学援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護学援助論		2		
精神健康看護学演習Ⅰ		2		
精神健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護学援助論Ⅰ		2		
老年健康看護学援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護学援助論		2		
母性健康看護学演習Ⅰ		2		
母性健康看護学演習Ⅱ		2		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護学援助論		2		
小児健康看護学演習Ⅰ		2		
小児健康看護学演習Ⅱ		2		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護援助論Ⅰ		2		
在宅健康看護援助論Ⅱ		2		
在宅医療学		2		
在宅健康看護学演習Ⅰ		2		
在宅健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学実習Ⅰ		2		
在宅健康看護学実習Ⅱ		3		
在宅健康看護学実習Ⅲ		3		
在宅健康看護学実習Ⅳ		2		
在宅健康看護学課題研究		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
災害看護学		2		
保健情報学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学概論	1			
研究方法特論		2		
ケア実装特論		2		
看護管理特論		1		
看護教育特論		1		
生涯健康支援看護学特論	2			
生涯健康支援看護学演習	2			
生涯健康支援看護学特別研究	6			

別表(第31条、第37条、第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		
会計学		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
経済システム		2		
医療福祉システム		2		
ITマネジメント		2		
サービスサイエンス		2		
税法I		2		
税法II		2		
オペレーションズリサーチ		2		
データビジネス		2		
グローバルビジネス		1		
ビジネスデザイン特別講義		1		
地域創生政策		2		
地域開発政策		2		
地域経済分析		2		
地域情報分析		2		
ソーシャルキャピタル		2		
地域環境システム		2		
地域と食農		2		
地域経済デザイン		2		
防災マネジメント		2		
地域ウェルビーイング		2		
ソーシャルデザイン特別講義		1		
文化環境デザイン		2		
スペキュラティブデザイン		2		
デザインマネジメント		2		
地域計画		2		
素材・造形デザイン		2		
空間活用事業		2		
建築プログラミング		2		
プレイスメイキング		2		
空間デザイン特別講義		1		
知能メディアデザイン		2		
感性情報アナリシス		2		
感性メディアデザイン		2		
空間メディアシステム		2		
インタラクションデザイン		2		
情報システムデザイン		2		
教育メディアデザイン		2		
情報デザイン特別講義		1		
英語特論		2		
プロジェクト研究		4		
CP 特別演習		2		
CP プロジェクト研究	1	2		
事業構想基礎講座				
事業構想学特別講義		1		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4			
空間デザイン特別演習 AⅠ		2		
空間デザイン特別演習 AⅡ		2		
空間デザイン特別演習 BⅠ		2		
空間デザイン特別演習 BⅡ		2		

4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
事業構想学特別演習Ⅰa (ビジネスデザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅰb (ビジネスデザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅱa (ソーシャルデザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅱb (ソーシャルデザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅲa (空間デザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅲb (空間デザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅳa (情報デザイン)		2		
事業構想学特別演習Ⅳb (情報デザイン)		2		
事業構想学特別研究	8			

別表(第31条、第37条、第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			
食産業学演習 A		2		
食産業学演習 B		2		
栄養機能科学特論		2		
食産業生物学特論		2		
食感性工学科学特論		2		
フードシステム特論		2		
食産業政策特論		2		
データサイエンス特論		2		
フードサービス特論		2		
食料経済特論		2		
食品マーケティング特論		2		
食品企業経営戦略特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材加工特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
地域農業戦略特論		2		
アグリサイエンス		2		
アニマルサイエンス		2		
作物・園芸生産特論		2		
植物機能開発特論		2		
動物生理機能特論		2		
資源循環型畜産特論		2		
植物生産環境特論		2		
水圏生物生産科学特論		2		
生産環境情報特論		2		
資源循環システム特論		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究A		4		
プロジェクト研究B		4		
食産業学特別研究A		4		
食産業学特別研究B		4		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

6 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			

宮城大学大学院履修規程

令和7年4月1日

規程第199号

(趣旨)

- 第1条 宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第31条第2項及び第33条第4項の規定により、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の履修の方法、成績の評価及び単位の認定等に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、各研究科の履修方法等について他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(授業科目等)

- 第2条 研究科の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は、別表1から別表6までのとおりとする。
- 2 大学院学則第29条第2項に定める授業の方法により実施する授業科目については、別に定める。

(履修コース)

- 第3条 看護学研究科博士前期課程及び事業構想学研究科博士前期課程に、次の履修コースを設ける。

研究科	履修コース
看護学研究科博士前期課程	研究能力養成コース、専門看護師養成コース
事業構想学研究科博士前期課程	学術研究コース、高度職業人育成コース

- 2 事業構想学研究科においては、学生は、前項に規定する履修コースを入学した年度の4月末日までに選択し届け出なければならない。また、選択した履修コースの変更を希望する学生は、所属する研究科の研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前項に規定する届出の様式及び履修コース変更手続は、別に定める。

(指導教員・副指導教員)

- 第4条 学生の研究及び論文作成などへの適切な指導と助言を行うために、指導教員及び副指導教員を置く。

- 2 学生ごとに、指導教員1名を定める。副指導教員は、次のとおりとする。

研究科	副指導教員数
看護学研究科	1名以上
事業構想学研究科	1名以上
食産業学研究科	2名以上

- 3 指導教員及び副指導教員は、専任教員をもって充てる。ただし、学生が所属する研究科教授会が認めた場合は、専任教員以外の副指導教員を充てることができる。
- 4 指導教員及び副指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、学生が所属する研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

(履修の登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- 一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
 - 二 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。
- 3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第7条 大学院学則第33条第2項に定める試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、随時試験を行うことができる。
- 3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題（レポート・制作物等）により行う。
- 4 次のいずれかに該当する学生は、第1項の試験を受験することができない。
 - 一 履修登録をしていない学生
 - 二 筆記試験、口述試験、実技試験の開始時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第8条 学生の期末の成績は、あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 学修到達度の評価は、試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とし、合格した者に所定の単位を与える。

評価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している。
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している。
不可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない。

- 4 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については、原則として不合格とする。
- 5 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修する科目にあつては、第5条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。
- 6 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

(追試験)

第9条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

- 2 追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科

目の担当教員に申し出るものとする。

- 3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならぬ。
- 4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

- 第10条 試験(前条に規定する追試験を含む。)を受験して不合格となった学生に対する試験(以下「再試験」という。)は、原則として行わない。ただし、研究科教授会等が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 再試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。
 - 3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

- 第11条 第7条第1項及び第2項に定める試験、追試験並びに再試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生が当該学期に登録している全ての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。
- 2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことがある。

(学位論文の審査及び最終試験)

- 第12条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出しなければならない。
- 2 博士後期課程の学生は、博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。なお、事業構想学研究科博士後期課程の学生は、予備審査に先立ち学位申請の6月前までに、別に定める審査を経て博士論文執筆資格を取得しなければならない。
 - 3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程(平成21年宮城大学規程第37号)の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

- 第13条 学位論文及び最終試験の成績については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
 - 二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

- 第14条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、かつ、看護学研究科については別表1、事業構想学研究科については別表2、食産業学研究科については別表3の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 次の各号に掲げる研究科においては、当該各号に定める成果の提出をもって学位論文の提出に代えることができる。
 - 一 看護学研究科の専門看護師養成コース 特定の課題についての研究成果

- 二 事業構想学研究科 特定の課題についての研究成果
 - 三 食産業学研究科 プロジェクト研究の成果
- 3 博士前期課程においては、第1項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位並びに大学院学則第35条の規定により他の大学院における授業科目を履修して修得した単位及び大学院学則第36条第1項の規定に基づき入学する前に大学院における授業科目を履修して修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。
 - 4 博士前期課程においては、大学院学則第37条第2項の規定により、入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教授会の議を経て、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
 - 5 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、かつ、看護学研究科については別表2、事業構想学研究科については別表4、食産業学研究科については別表6の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた学生については、大学院学則第38条第2項各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。
 - 6 博士後期課程においては、前項の規定にかかわらず、大学院学則第36条第3項の規定に基づき入学する前に大学院における授業科目を履修して修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。

附 則 (R7.2.26 第220回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R8.2.27 第232回理事会)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3（第2条関係）事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）、別表5（第2条関係）食産業学研究科食産業学専攻前期課程（前期2年の課程）及び別表6（第2条関係）食産業学研究科食産業学専攻博士後期課程（後期3年の課程）に係る授業科目の規定は、令和8年度入学者から適用し、令和7年度以前の入学者（この規程の施行の日以後に令和7年度以前の入学者に相当する年次に編入学、転入学又は再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

第2編教育 大学院履修規程

別表1 (第2条関係)

看護学研究科看護学専攻博士課程 (前期2年の課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
		講義	演習	実習	研究		
基礎看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	■研究能力養成コース (修了要件単位数30単位以上) 【必須】 専門科目から次の科目8単位と看護学特別研究8単位の合計16単位を修得すること。 ・講義4単位 (特論または援助論) ・演習4単位
基礎看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
基礎看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
基礎看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
看護管理学特論Ⅰ	1前	2				選択	
看護管理学特論Ⅱ	1後	2				選択	
看護管理学演習Ⅰ	1後		2			選択	
看護管理学演習Ⅱ	2前		2			選択	
成人健康看護学特論	1前	2				選択	
成人健康看護学援助論	1後	2				選択	
成人健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
成人健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
がん病態生理学	* 1前	2				選択	
がん看護学特論Ⅰ	* 1前	2				選択	
がん看護学特論Ⅱ	* 1前	2				選択	
がん看護学援助論Ⅰ	* 1前	2				選択	
がん看護学援助論Ⅱ	* 1後	2				選択	
がん看護学演習Ⅰ	* 1前		2			選択	
がん看護学演習Ⅱ	* 1後		2			選択	
がん看護学実習Ⅰ	* 1集中			4		選択	
がん看護学実習Ⅱ	* 2集中			3		選択	
がん看護学実習Ⅲ	* 2集中			3		選択	
がん看護学課題研究	* 1～2				4	選択	
精神健康看護学特論	1前	2				選択	
精神健康看護学援助論	1後	2				選択	
精神健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
精神健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
老年健康看護学特論Ⅰ	** 1前	2				選択	
老年健康看護学特論Ⅱ	** 1前	2				選択	
老年医療学	** 1後	2				選択	
老年健康看護学援助論Ⅰ	** 1後	2				選択	
老年健康看護学援助論Ⅱ	** 1後	2				選択	
老年健康看護学演習Ⅰ	** 1後		2			選択	
老年健康看護学演習Ⅱ	** 1後		2			選択	
老年健康看護学実習Ⅰ	** 1集中			4		選択	
老年健康看護学実習Ⅱ	** 2集中			3		選択	
老年健康看護学実習Ⅲ	** 2集中			3		選択	
老年健康看護学課題研究	** 1～2				4	選択	
母性健康看護学特論	1前	2				選択	
母性健康看護学援助論	1後	2				選択	
母性健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
母性健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
小児健康看護学特論	1前	2				選択	
小児健康看護学援助論	1後	2				選択	
小児健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
小児健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
地域健康看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	
地域健康看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
地域健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
地域健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
在宅健康看護学特論Ⅰ	*** 1前	2				選択	
在宅健康看護学特論Ⅱ	*** 1後	2				選択	
在宅健康看護学援助論Ⅰ	*** 1前	2				選択	
在宅健康看護学援助論Ⅱ	*** 1後	2				選択	
在宅医療学	*** 1後	2				選択	
在宅健康看護学演習Ⅰ	*** 1後		2			選択	
在宅健康看護学演習Ⅱ	*** 1後		2			選択	
在宅健康看護学実習Ⅰ	*** 1・2集中			2		選択	
在宅健康看護学実習Ⅱ	*** 2集中			3		選択	
在宅健康看護学実習Ⅲ	*** 2集中			3		選択	
在宅健康看護学実習Ⅳ	*** 2集中			2		選択	
在宅健康看護学課題研究	*** 1～2				4	選択	
看護学特別研究	1～2				8	選択	
(専門科目の合計単位数)		58	40	30	20		

専門科目

第2編教育 大学院履修規程

別表1（第2条関係）

看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）

	授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
			講義	演習	実習	研究		
共通科目	看護研究特論	1前	2				選択	
	看護研究方法特論	1後	2				選択	
	コンサルテーション論	1前	2				選択	
	看護倫理	1前	2				選択	
	看護政策論	1後	2				選択	
	看護理論	1前	2				選択	
	看護教育学	1前	2				選択	
	フィジカルアセスメント	1前	2				選択	
	病態生理学	1前	2				選択	
	臨床薬理学	1前	2				選択	
	災害看護学	1前	2				選択	
	保健情報学	1後	2				選択	
	保健行動科学特論	1後	2				選択	
	人間関係情報処理論	1前	2				選択	
	医療経済学	1前	2				選択	
	疫学統計	1前	2				選択	
	統計学特論	1前	2				選択	
	社会福祉学特論	1前	2				選択	
	(共通科目の合計単位数)			36				
合計単位数			94	44	30	20		修了要件単位数 ■研究能力養成コース30単位以上 ■専門看護師養成コース42単位以上

別表2（第2条関係）

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）

	授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
			講義	演習	実習	研究		
科目区分								
基盤科目	生涯健康支援看護学概論	1前	1				必修	基盤科目は、6単位以上を修得すること
	研究方法特論	1前	2				選択	
	ケア実装特論	1後	2				選択	
	看護管理特論	1後	1				選択	
	看護教育特論	1後	1				選択	
	(基盤科目の合計単位数)			7				
専門科目	生涯健康支援看護学特論	1前	2				必修	専門科目は、4単位を修得すること
	生涯健康支援看護学演習	1後		2			必修	
	(専門科目の合計単位数)			2	2			
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	1～3				6	必修	
合計単位数			9	2		6		修了要件単位数 16単位以上

第2編教育 大学院履修規程

別表3 (第2条関係)

事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程 (前期2年の課程)

専門領域	授業科目の名称	配当年次	単位数		必修選択の別	備 考
			講義	演習		
ビジネスデザイン領域	マネジメント	1・2前	2		選択	演習科目は、プロジェクトデザイン演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを1セットとして16単位を必修科目とする。また、講義科目は、事業構想基礎講座、その他の共通科目、専門領域の講義科目(4単位以上)を含め14単位以上を選択すること。
	会計学	1・2後	2		選択	
	ファイナンス	1・2前	2		選択	
	ストラテジー	1・2後	2		選択	
	マーケティング	1・2前	2		選択	
	経済システム	1・2後	2		選択	
	医療福祉システム	1・2前	2		選択	
	ITマネジメント	1・2後	2		選択	
	サービスサイエンス	1・2前	2		選択	
	税法Ⅰ	1・2前	2		選択	
	税法Ⅱ	1・2後	2		選択	
	オペレーションズリサーチ	1・2後	2		選択	
	データビジネス	1・2後	2		選択	
	グローバルビジネス	1・2後	1		選択	
ビジネスデザイン特別講義	1・2前	1		選択		
ソーシャルデザイン領域	地域創生政策	1・2後	2		選択	
	地域開発政策	1・2前	2		選択	
	地域経済分析	1・2前	2		選択	
	地域情報分析	1・2前	2		選択	
	ソーシャルキャピタル	1・2前	2		選択	
	地域環境システム	1・2後	2		選択	
	地域と食農	1・2前	2		選択	
	地域経済デザイン	1・2後	2		選択	
	防災マネジメント	1・2前	2		選択	
	地域ウェルビーイング	1・2後	2		選択	
ソーシャルデザイン特別講義	1・2後	1		選択		
空間デザイン領域	文化環境デザイン	1・2前	2		選択	
	スペキュラティブデザイン	1・2前	2		選択	
	デザインマネジメント	1・2後	2		選択	
	地域計画	1・2前	2		選択	
	素材・造形デザイン	1・2前	2		選択	
	空間活用事業	1・2前	2		選択	
	建築プログラミング	1・2後	2		選択	
	プレイスメイキング	1・2後	2		選択	
空間デザイン特別講義	1・2後	1		選択		
情報デザイン領域	知能メディアデザイン	1・2後	2		選択	
	感性情報アナリシス	1・2後	2		選択	
	感性メディアデザイン	1・2前	2		選択	
	空間メディアシステム	1・2前	2		選択	
	インタラクションデザイン	1・2後	2		選択	
	情報システムデザイン	1・2後	2		選択	
	教育メディアデザイン	1・2前	2		選択	
情報デザイン特別講義	1・2前	1		選択		
共通科目	英語特論※1	1・2後	2		選択	
	プロジェクト研究※2	1・2後	4		選択	
	CP特別演習	1・2前	2		選択	
	CPプロジェクト研究	1・2後	2		選択	
	事業構想基礎講座	1・2前	1		必修	
	事業構想学特別講義	1・2集中	1		選択	
演習科目	プロジェクトデザイン演習Ⅰ	1・2前		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅱ	1・2後		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	1・2前		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	1・2後		4	必修	
	空間デザイン特別演習AⅠ	1・2前		2	選択	
	空間デザイン特別演習AⅡ	1・2後		2	選択	
	空間デザイン特別演習BⅠ	1・2前		2	選択	
	空間デザイン特別演習BⅡ	1・2後		2	選択	
単位合計数			93	24		修了要件単位数 30単位以上

※1 学術研究コースは必修

※2 高度職業人コースは必修

第2編教育 大学院履修規程

別表4（第2条関係）

事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		必修選択 の別	備 考
			演習	研究		
ビジネスデザイン系	事業構想学特別演習Ⅰa（ビジネスデザイン）	1・2 前・後	2		選択	
	事業構想学特別演習Ⅰb（ビジネスデザイン）	1・2 前・後	2		選択	
ソーシャルデザイン系	事業構想学特別演習Ⅱa（ソーシャルデザイン）	1・2 前・後	2		選択	
	事業構想学特別演習Ⅱb（ソーシャルデザイン）	1・2 前・後	2		選択	
空間デザイン系	事業構想学特別演習Ⅲa（空間デザイン）	1・2 前・後	2		選択	
	事業構想学特別演習Ⅲb（空間デザイン）	1・2 前・後	2		選択	
情報デザイン系	事業構想学特別演習Ⅳa（情報デザイン）	1・2 前・後	2		選択	
	事業構想学特別演習Ⅳb（情報デザイン）	1・2 前・後	2		選択	
共通（研究指導科目）	事業構想学特別研究	1～3 前後		8	必修	
合計単位数			16	8		

上記の事業構想学特別演習Ⅰa～Ⅳb（各2単位）は、指導教員が担当する科目2単位以上を必ず含めること。

同一科目区分の特別講義a、bは同時期に履修することはできない。

第2編教育 大学院履修規程

別表5 (第2条関係)

食産業学研究科食産業学専攻前期課程 (前期2年の課程)

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	備考		
			講 義	演 習	実 験・ 実 習					
導入科目	共通	食産業学研究特論	1前	2			必修	毎	*のどちらかを 選択必修	
		食産業学演習A *	1・2前	2			選択	毎		
		食産業学演習B *	1・2後	2			選択	毎		
専門科目	共通	栄養機能科学特論	1・2前	2			選択	隔	6科目から2科目4単位を 選択必修	
		食産業生物工学特論	1・2前	2			選択	隔		
		食感性工学科学特論	1・2前	2			選択	隔		
		フードシステム特論	1・2後	2			選択	隔		
		食産業政策特論	1・2前	2			選択	隔		
		データサイエンス特論	1・2後	2			選択	隔		
	食品イノベーション ション領域	食品 ネジ ジメ ネスマ	フードサービス特論	1・2前	2			選択	隔	
			食料経済特論	1・2後	2			選択	隔	
			食品マーケティング特論	1・2後	2			選択	隔	
			食品企業経営戦略特論	1・2前	2			選択	隔	
	食品イノベーション ション領域	食品 技術 開発	食品開発学特論	1・2前	2			選択	隔	
			微生物工学特論	1・2後	2			選択	隔	
			食品素材加工特論	1・2前	2			選択	隔	
			食品安全マネジメント特論	1・2前	2			選択	隔	
	農環境イノベーション ション領域	生物 生産	地域農業戦略特論	1・2前	2			選択	隔	
			アグリサイエンス	1・2前	2			選択	毎	
			アニマルサイエンス	1・2前	2			選択	毎	
			作物・園芸生産特論	1・2前	2			選択	隔	
			植物機能開発特論	1・2前	2			選択	隔	
			動物生理機能特論	1・2後	2			選択	隔	
資源循環型畜産特論			1・2後	2			選択	隔		
植物生産環境特論			1・2前	2			選択	隔		
水圏生物生産科学特論		1・2後	2			選択	隔			
農環境イノベーション ション領域		環 境 産	生産環境情報特論	1・2前	2			選択	隔	
	資源循環システム特論		1・2前	2			選択	隔		
総合科目	インターンシップ	1・2前			2	選択	毎	プロジェクト研究Aと Bまたは食産業学特別 研究AとBのいずれか を選択必修		
	プロジェクト研究A	1・2前		4		選択	毎			
	プロジェクト研究B	1・2後		4		選択	毎			
	食産業学特別研究A	2前		4		選択	毎			
	食産業学特別研究B	2後		4		選択	毎			
単位数合計 (33科目)			56	16	2			修了要件単位数 30単位以上		

※隔年開講：「隔」は隔年に開講する科目，「毎」は毎年開講する科目です。

第2編教育 大学院履修規程

別表6（第2条関係）

食産業学研究科食産業学専攻博士後期課程（後期3年の課程）

区 分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	備 考
			講 義	演 習	実 験・ 実 習			
基本科目	食産業学研究法	1前	2			必修	毎	
	食産業オミクス論	1前	2			必修	毎	
	サイエンス・コミュニケーション	1後	2			必修	毎	
専門科目	食材生産特論	1前	2			選択	毎	
	食品加工特論	1前	2			選択	毎	
	食農環境特論	1前	2			選択	毎	
	食産業経済経営特論	1前	2			選択	毎	
	食材生産特別演習	1後		1		選択	毎	
	食品加工特別演習	1後		1		選択	毎	
	食農環境特別演習	1後		1		選択	毎	
	食産業経済経営特別演習	1後		1		選択	毎	
特別研究	食産業学特別研究	1～3		6		必修	毎	
単位数合計（12科目）			14	10				修了要件単位数 16単位以上

※隔年開講：「隔」は隔年に開講する科目，「毎」は毎年開講する科目です。

宮城大学学位規程

平成21年4月1日
規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（平成21年4月1日規則第2号）第41条第5項及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第5号）の規定に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の定めにより学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究成果。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

2 前条第4項の定めにより博士の学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に提出し、かつ、所定の学位論文審査手数料を納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学したものが、退学したときから3年以内に学位の申請をした場合は、学位論文審査手数料の納付を免除するものとする。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会は、当該研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、主査1名、副査2名以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第7条の2 第3条第4項の定めにより本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから3年以内に博士の学位の申請をした場合には、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

- 第7条の3 学位論文の審査は、第3条第2項及び第3項の定めにより申請した者については、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。
- 2 第3条第4項の定めにより申請した者については、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(議決)

- 第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の可否並びに学位授与の可否について議決を行う。
- 2 前項の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

- 第10条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。
- 2 学長は、修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の付記)

- 第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(学位の名称)

- 第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「宮城大学」と冠するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

- 第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。
 - 4 前3項の規定により博士論文を公表する場合には、宮城大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士又は博士の学位に関して必要な事項は研究科教授会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条の改正規定は、平成15年2月26日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成15年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（H21.4.1 第1回理事会）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（H22.6.28 第24回理事会）

この規程は、平成22年6月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（H23.11.30 第48回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H25.2.27 第66回理事会）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（H25.9.25 第73回理事会）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程第14条及び第15条の規定は、施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

様式1 (第4条関係)

(1) 修士 (第3条第2項によるもの)

学位 (修士) 申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 専攻 ○○○○課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士 () 学の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果 3部 (正本1部、副本2部)

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

(2) 博士（第3条第3項によるもの）

学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科

専攻 博士後期課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部、副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

(3) 博士（第3条第4項によるもの）

学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

審査希望
氏 名

研究科
印

宮城大学学位規程第4条第2項又は第3項の規定に基づき、下記書類及び論文審査料を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部、副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

3 論文審査料

※57,000円、別に定める方法にて納付後、コピーを添付

※第4条第3項により論文審査料が免除されるものにあつては、在籍期間を証明する書類

様式2 (第11条第1項関係)

(1)学士 (第3条第1項によるもの)

第 号	卒業証書・学位記
	氏 名 年月日生
本学〇〇学群〇〇学類 (〇〇コース※) 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士 (〇〇学) の学位を授与する。	
年 月 日	
大学印	宮城大学長 氏 名 印

※) コースについては、事業構想学群、食産業学群のみ表記する。

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(2)修士 (第3条第2項によるもの)

修第 号	学位記
	氏 名 年月日生
本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の〇〇〇〇課程を修了したので修士 (〇〇学) の学位を授与する。	
年 月 日	
大学印	宮城大学長 氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(3)博士 (第3条第3項によるもの)

博第 号	学位記
	氏 名 年月日生
本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士 (〇〇学) の学位を授与する。	
年 月 日	
大学印	宮城大学長 氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(4)博士（第3条第4項によるもの）

博第	号	学位記	氏名
			年月日生
本学に博士の学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことを認め博士（〇〇学）の学位を授与する。			
年 月 日			
大学印		宮城大学長	氏名印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表（第12条関係）

(1) 学士の学位に付記するもの

学群学類等の名称	専攻分野の名称
看護学群看護学類	看護学
事業構想学群事業プランニング学類	事業プランニング学
事業構想学群地域創生学類	地域創生学
事業構想学群価値創造デザイン学類	価値創造デザイン学
食産業学群食資源開発学類	食産業学
食産業学群フードマネジメント学類	

(2) 修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

(3) 博士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

宮城大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第153号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修の対象者)

第2条 本学大学院において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有し、かつ就業している者で、大学院学則第16条第1項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者
- 二 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年を超えない範囲とし、1年を単位として認めるものとする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年とする。

(休学期間)

第5条 長期履修学生の休学期間は、前条に定める期間には算入しない。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、長期履修許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修が必要であることを証明する書類
 - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として入学時に限り認めるものとし、入学手続期間の最終日までに行わなければならない。
- 3 入学後に、第2条に定める事由が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとし、第1項の規定による申請は、最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

(長期履修の許可)

第7条 学長は、前条の規定による申請があったときは、当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、長期履修の可否を決定する。

2 学長は、前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は、様式第2号により、学生にその

結果を通知するものとする。

- 3 長期履修学生が、長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

一 長期履修許可通知の写し

二 その他研究科長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は、原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。

一 長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の2ヶ月前まで

二 長期履修期間の2年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の2ヶ月前まで

- 3 第1項の規定による長期履修期間の延長の申請は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において、申請は長期履修期間の最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

- 4 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

- 5 前条の規定は、第1項の申請に準用する。

(長期履修の許可の取り消し)

第9条 学長は、長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき、または、長期履修に関し、虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

- 2 平成21年度入学者にあつては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月20日までに申請のあつた者については、第6条第2項第1号に定める期限までに申請があつたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（H29.2.22 第119回理事会）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

長 期 履 修 許 可 申 請 書

年 月 日

宮 城 大 学 長 殿

研究科 _____ 課程 _____

学籍番号（受験番号） _____

氏名 _____ ⑩

下記のとおり長期履修を希望するので、宮城大学大学院長期履修規程第6条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
希望する履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修を希望する理由			
履修計画			
勤務先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			

指導教員の意見	<p>所属・職 氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>
---------	--

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

学籍番号
学生氏名 殿

宮 城 大 学 長

長期履修許可申請について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
申請した履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
審 査 結 果	許 可 (又は 不許可)

様式第3号（第8条関係）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 _____ 課程 _____

学籍番号（受験番号） _____

氏名 _____ (印)

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
許可済の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
変更後の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修期間を 変更する理由			
変更後の 履修計画			
※以下は変更があった場合のみ記入			
勤務 先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 (印)		

宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博士前期課程における宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学の他の研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）並びに大学院学則第35条の規定に基づく他の大学院における授業科目の履修（以下「他大学院履修」という。）及び大学院学則第36条の規定に基づく入学前の既修得単位（以下「入学前既修得単位」という。）の修了要件単位数への算入等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(履修の対象となる授業科目)

第2条 他研究科履修及び他大学院履修の対象となる授業科目の範囲は、次の各号に掲げる通りとする。

一 大学院学則第34条の規定に基づく、他研究科履修として学生が申請できる授業科目。

研究科	他研究科の学生が申請できる授業科目の範囲
看護学研究科	授業形態が「講義」区分の科目
事業構想学研究科	授業形態が「講義」区分の科目（共通科目を除く）
食産業学研究科	授業形態が「講義」区分の導入科目（食産業学演習を除く）

二 大学院学則第35条の規定に基づき、他大学院履修により申請する授業科目

三 大学院学則第36条の規定に基づき、他大学院履修により入学前に修得した授業科目

(他研究科履修に係る申請・承認等)

第3条 前条第1号に規定する他研究科履修を希望する学生は、あらかじめ当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第1号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 研究科教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第2号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、事務局において当該授業科目の履修登録を行うものとする。

(在学中の他大学院履修の申請・承認等)

第4条 第2条第2号に規定する他大学院履修を希望する学生は、別紙様式第3号により、学長に他大学院履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第4号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

4 学生は、第1項の申請が承認されたときは、他大学院の定めるところにより、当該他大学院における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。

(在学中に他大学院履修で修得した単位の認定等)

第5条 大学院学則第34条及び第35条の規定に基づき在学中に修得した単位（以下「在学中修得単位」という。）について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日まで

に、学長に在学中修得単位の認定申請を行わなければならない。

- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定（修了要件単位算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの。他研究科履修の場合は不要）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
- 3 在学中修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
- 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の在学中修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
- 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学中修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（入学前既修得単位の認定等）

- 第 6 条 大学院学則第 36 条の規定に基づき、入学前既修得単位について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に入学前既修得単位の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
 - 3 入学前既修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
 - 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の入学前既修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
 - 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、入学前既修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（在学期間算入の認定等）

- 第 7 条 大学院学則第 37 条第 2 項の規定に基づき、前条の第 1 項に合わせて、入学前既修得単位の修得に要した期間を本学の在学期間として算入の認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に在学期間の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（在学期間算入及び在学期間算入）申請書に、次の号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 在学期間を証明する証明書等（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 3 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学期間の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(振替できない科目の修了要件単位数への算入等)

第8条 第3条に基づく他研究科履修科目並びに前2条の規定に基づく在学中修得単位又は入学前既修得単位のうち、振替できない科目を修了要件単位数に算入することができる単位数は、次のとおりとする。

区分	看護学研究科	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条 (他研究科履修)	4単位まで	4単位まで	6単位まで
大学院学則第35条 (他大学院履修)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
大学院学則第36条 (入学前既修得単位)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
総計	4単位まで	4単位まで	10単位まで

- 2 修了要件単位数算入の認定を希望する学生は、別紙様式第5号により、学長に修了要件単位数認定申請を行わなければならない。
- 3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、修了要件単位数認定の可否を決定し、別紙様式第6号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(単位認定を受けた授業科目の成績表記)

第9条 第5条並びに第6条及び前条の規定により認定された単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区分	本学の開講科目	本学の開講科目に振替可能な授業科目	本学の開講科目に振替できない授業科目
	大学院学則第34条	大学院学則第35条、第36条	
科目分類区分	他研究科	他大学院	
科目区分	履修した科目の区分	振替した科目の区分	-
科目名称	履修した科目の名称	振替した科目の名称	履修した他大学院の授業科目名称
単位数	履修した科目の単位数	振替した科目の単位数	原則として、履修した他大学院の配当単位数
成績評価の標記	秀・優・良・可	認定	
科目担当教員名	記載	空欄	

(その他)

第10条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は研究科教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

他研究科の授業科目の履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科
学年
学籍番号
氏 名 (印)

大学院学則第34条の規定に基づき、 学研究科で開講されている下記の授業科目を履修
したいので、承認されるよう申請します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印

(他研究科の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の
授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
3 1及び2を確認後、授業科目担当教員の下承(確認印)を得た上で、本申請書を事務局に
提出すること。
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号
年 月 日

（学 籍 番 号）
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科の授業科目の履修に関する承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他大学院履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
学籍番号
氏 名 (印)

大学院学則第 35 条の規定に基づき、他大学院で開講されている下記の授業科目を履修したいので、承認されるよう申請します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

(他大学院の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 本学における履修科目を優先することとし、時間割上、所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
3 1 及び 2 を確認後、本申請書を事務局に提出すること。
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号

年 月 日

(学 籍 番 号)

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他大学院履修の承認について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記 (別紙) のとおり承認します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他研究科履修、他大学院履修で修得した単位及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
 学籍番号
 氏 名 (印)

他研究科、他大学院の授業科目を履修し、単位を修得した下記授業科目について、宮城大学大学院における授業科目の履修により修得した単位及び在学期間として認定を申請します。

記

(1) 申請科目

入 学 前後別	修得済科目		振替科目			修了要件単位 算入の希望
	科目名	単位数	振替の希望	科目名	単位数	
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無

科目を修得した大学院名

専攻等名

年 月 入学・履修

年 月 卒業・中退・修得

(2) 上記単位（入学前に修得した単位に限る）の修得に要した期間の本学在学期間への算入希望

有 ・ 無

- 注) 1 単位認定数は、大学院学則第36条第2項の規定により、20単位を上限とする。
 2 修了要件単位数への算入については、「宮城大学他研究科履修及び他大学履修に関する実施要綱」第7条の規定により一定の制約があるので留意すること。
 3 在学期間への算入は、大学院学則37条第2項の規定により、1年を超えない範囲とする。

宮 城 大 第 号
年 月 日

(学 籍 番 号)

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定等について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記 (別紙) のとおり認定します。

記

(1) 認定科目

修得済み授業科目		認定 審査 結果	振替科目			修了要件単位	
科目名	単位数		振替 可否	科目名	単位数	算入 可否	区 分
						科目	
						科目	
						科目	

(2) 在学期間

宮城大学大学院〇〇研究科に 〇〇カ月、〇年 在学したものとして認定。

宮城大学大学院食産業学研究科博士前期課程における学位論文審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（以下「学位規程」という。）第18条及び宮城大学大学院食産業学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第12条の規定に基づき、宮城大学大学院食産業学研究科博士前期課程における学位論文（履修規程第14条第2項に規定する「プロジェクト研究の成果」を含む。以下同じ。）審査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 以下では、必要に応じて、学位論文の審査のために提出する論文を学位申請論文と呼び、審査の結果、学位を授与すべきと決定した論文を学位論文と呼び、区別する。

(委員会の設置)

第3条 研究科は、博士前期課程を修了する見込みの学生に対し、学位申請論文の審査を行うため、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員の選考)

第4条 学位規程第6条第2項に定める審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 主査は、研究科教授会の議を経て選考する。
 - 二 副査は、2名以上とし、主査が様式1により推薦し、研究科教授会の議を経て選考する。
なお、学位規程第6条第3項に基づき、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を推薦する場合は、推薦者は、選考に先立ち被推薦者の略歴、教授能力等に関する説明を行う。
- 2 主査及び副査が欠けたときは、研究科教授会において後任の者を速やかに選考する。

(学位申請論文の提出)

第5条 学位規程第4条により学位を申請する者は、次に掲げる書類を食産業学研究科長に提出しなければならない。ただし、以下に示すのは主査1名、副査2名の場合であり、副査が3名以上の場合は人数に応じて書類の部数を増やすこと。

- | | |
|-----------------------|----|
| 一 学位申請書（学位規程様式1） | 1部 |
| 二 学位申請論文 | 3部 |
| 三 学位申請論文要旨（様式2） | 3部 |
| 四 学位論文および要旨閲覧許諾書（様式3） | 1部 |
| 五 関係資料（別途指示のあるとき） | 3部 |

2 学位申請論文の体裁は、様式4のとおりとする。

3 学位申請論文の提出期限は、原則として次のとおりとする。ただし、当該期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日または教職員の休業日であるときはその前日とする。

- 一 9月修了を希望する者 7月末日
- 二 3月修了を希望する者 1月末日

(審査委員会の審査)

第6条 審査委員会は、学位申請論文が修士の学位を授与するのに相応しい論文であるか否かを審査する。

2 審査委員会は、申請者による研究内容の発表会を実施し、あわせて質疑応答を行う。この発表会は、原則として聴講は自由とする。

3 審査委員会は、上記発表会を受けて、最終試験において申請者に研究内容を説明させ、それに関連する事項についての質疑応答を行う。

(審査委員会の報告)

第7条 審査委員会が学位規程第8条により報告を行う場合は、様式5による。

(議決)

第8条 研究科教授会が学位規程第8条に基づき学位規程第9条による議決を行う場合は、挙手により実施し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第9条 学位規程第10条に定める学長への報告は、様式6による。

(学位論文の保管)

第10条 学位を授与すべきものと決定した者から提出のあった学位論文については、本学図書館において1部を保管する。

(委任)

第11条 学位論文審査に関する事項で本要綱に定めのない事項については、食産業学研究科教授会において定める。

附則 (R1.5.8 令和元年度第1回食産業学研究科教授会)

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。平成31年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

宮城大学大学院食産業学研究科学位論文審査要綱並びに宮城大学大学院食産業学研究科博士前期課程における学位論文審査に関する申合せは、廃止する。

附則 (R2.6.10 令和2年度第3回食産業学研究科教授会)

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。令和2年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

附則 (R5.1.11 令和4年度第11回食産業学研究科教授会)

この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。令和4年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

修士論文審査員推薦書

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文審査委員会

主査 氏名

印

宮城大学大学院食産業学研究科博士課程前期における学位論文審査要綱第 4 条に基づき、下記の申請修士論文の審査委員（副査）を推薦します。

記

1 審査対象者

- (1) 学籍番号・氏名
- (2) 研究題目

2 審査員（副査）

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

学位申請論文（修士論文）要旨 ※1

食産業学専攻	学籍番号 氏 名
論文題目	

1500字程度、A4版

※1：「プロジェクト研究の成果」を提出する場合は、「課題研究要旨」とする。

学位論文（修士）および要旨閲覧許諾書

宮城大学食産業学研究科長 殿

私が執筆した研究論文およびその要旨について、以下の通り閲覧を許可します。

主指導教員名	
学 籍 番 号	
氏 名	印
題 目	

1、修士論文の公開について

- 許可
 条件付で許可
条件：
 非公開

2、修士論文要旨の公開について

- 許可
 条件付で許可
条件：
 非公開

非公開の場合は、要旨集に収めません。

※提出期限および提出先：学位論文提出時に合わせて教務・学生支援グループに提出ください。

様式4

(1) 修士論文表紙

年度 題目 氏名	(元号) 年度修士論文(※2)	題目
	題目	氏名
	宮城大学大学院 食産業学研究科 (学籍番号) 氏名	

※2「プロジェクト研究の成果」の場合は、「修士論文」を「課題研究」とする。

(2) 修士論文

— 目 次 — 	— 1 — 頁 数
-------------------------------	------------------

修士論文の体裁

修士論文は、A4判、縦長、横書、片面刷りでファイルすること。

様式5

学位（修士）論文審査及び最終試験結果報告書

(元号) 年 月 日

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文審査委員会 主査 印
副査 印
副査 印

論文題目

学籍番号及び氏名

1. 学位論文審査の結果

(テーマの適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(研究方法の適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(既存研究との関連の適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(新規性・有効性等)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(形式の妥当性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(規程等の遵守)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
論文の評価	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(合格 ・ 不合格)	

2. 最終試験の成績

(合格 ・ 不合格)	

3. 学位授与の可否

<p>(可 ・ 否)</p>

学位（修士）授与に関する報告書

年 月 日

宮城大学長 殿

宮城大学大学院食産業学研究科長
氏 名 印

年 月 日に開催された宮城大学大学院食産業学研究科教授会において、下記のとおり学位（修士）授与の可否に関する議決を行ったので、宮城大学学位規程第10条の規定に基づき報告します。

記

1. 修士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	論文題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

2. 修士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	論文題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（以下「学位規程」という。）第18条及び宮城大学大学院食産業学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第12条、公立大学法人宮城大学学術機関リポジトリ運用指針（以下「運用指針」という。）の規定に基づき、宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 以下では、必要に応じて、学位論文の審査のために提出する論文を学位申請論文と呼び、審査の結果、学位を授与すべきと決定した論文を学位論文と呼び、区別する。

(予備審査申請書の提出)

第3条 学位規程第4条により学位を申請する予定の者は、次に掲げる書類を食産業学研究科長に提出しなければならない。ただし、以下に示すのは主査1名、副査2名の場合であり、副査が3名以上の場合は人数に応じて書類の部数を増やすこと。

- | | |
|---|-----|
| 一 博士論文予備審査申請書（様式1） | 1部 |
| 二 学位申請論文要旨（様式2） | 3部 |
| 三 論文目録（様式3） | 3部 |
| 四 学会誌等レフェリーのあるしかるべき刊行物に掲載された、申請者が筆頭著者である和文または英文による学術論文（1編以上）の写し、または修了までに刊行される見込みであることを示す「掲載証明書」等の書類 | 各3部 |
| 五 公表論文の共著者による同意書（様式4） | 1部 |
| 六 関係資料（別途指示のあるとき） | 3部 |

2 博士論文予備審査申請書の提出期限は、原則として次のとおりとする。ただし、当該期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日または教職員の休業日であるときはその前日とする。

- | | |
|--------------|-------|
| 一 9月修了を希望する者 | 4月末日 |
| 二 3月修了を希望する者 | 10月末日 |

(学位論文予備審査委員会の設置)

第4条 研究科は、様式1に定める博士論文予備審査申請書と共に提出された学位申請論文を学位審査の対象とすることの適否の予備審査を行うため、研究科に学位論文予備審査委員会（以下、「予備審査委員会」という。）を設置する。

(予備審査委員会の委員)

第5条 予備審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- | |
|--|
| 一 主査は、研究科教授会の議を経て選考する。 |
| 二 副査は、2名以上とし、原則として「Dマル合」の有資格者とする。主査は、様式5により副査を推薦し、研究科教授会の議を経て選考する。 |

三 学位規程第6条第3項に基づき、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を推薦する場合は、推薦者は、選考に先立ち被推薦者の略歴、教授能力等に関する説明を行う。

2 主査及び副査が欠けたときは、研究科教授会において後任の者を速やかに選考する。

(予備審査委員会の審査)

第6条 予備審査委員会は、申請者の在学期間、単位取得状況、研究指導を受けた状況等を確認するとともに、審査基準に照らして博士論文の審査及び最終試験を申請することの適否について審査するものとする。

2 予備審査委員会において申請者に研究内容の説明を求め、あわせて質疑応答を行うことができる。ただし、この場合は非公開で行うが、予備審査委員会が認めた者がその場に出席し、指導助言することは妨げない。

(予備審査委員会の報告)

第7条 予備審査委員会は、予備審査を終了したときには審査結果を様式6により研究科教授会に報告しなければならない。

(予備審査結果の議決)

第8条 研究科教授会は、前条の報告に基づき予備審査の合否について議決を行う。

2 前項の議決は、挙手により実施し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(学位申請論文の提出)

第9条 学位規程第4条により学位を申請する者は、次に掲げる書類を食産業学研究科長に提出しなければならない。ただし、以下に示すのは主査1名、副査2名の場合であり、副査が3名以上の場合は人数に応じて書類の部数を増やすこと。

- | | |
|------------------|----|
| 一 学位申請書（学位規程様式1） | 1部 |
| 二 学位申請論文 | 3部 |
| 三 学位申請論文要旨（様式2） | 3部 |

2 学位申請論文の体裁は、様式7のとおりとする。

3 学位申請論文の提出期限は、原則として次のとおりとする。ただし、当該期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日または教職員の休業日であるときはその前日とする。

- | | |
|--------------|-------|
| 一 9月修了を希望する者 | 6月末日 |
| 二 3月修了を希望する者 | 12月末日 |

(審査委員会の設置)

第10条 研究科は、予備審査を合格した学位申請論文について学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の委員)

第11条 学位規程第6条第2項に定める審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 主査は、研究科教授会の議を経て選考する。
 - 二 副査は、2名以上とし、原則として「Dマル合」の有資格者とする。主査は、様式8により副査を推薦し、研究科教授会の議を経て選考する。
 - 三 学位規程第6条第3項に基づき、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を推薦する場合は、推薦者は、選考に先立ち被推薦者の略歴、教授能力等に関する説明を行う。
- 2 主査及び副査が欠けたときは、研究科教授会において後任の者を速やかに選考する。

(審査委員会の審査)

- 第12条 審査委員会は、学位申請論文が博士の学位を授与するのに相応しい論文であるか否かを審査する。
- 2 審査委員会は、申請者による研究内容の発表会を実施し、あわせて質疑応答を行う。この発表会は、原則として公開し自由に聴講できるものとする。
 - 3 審査委員会は、上記の発表会を受けて、最終試験を行う。最終試験は、申請者による研究内容の説明とそれに関する事項についての質疑応答を含むものとし、非公開で実施する。

(審査委員会の報告)

- 第13条 審査委員会が学位規程第8条により報告を行う場合は、様式9による。

(論文の閲覧)

- 第14条 審査委員会が学位論文として合格とした学位申請論文は、関係資料と共に教授会での議決までに研究科教授会の構成員の閲覧に供する。

(学位授与の議決)

- 第15条 研究科教授会が学位規程第8条に基づき学位規程第9条による議決を行う場合は、挙手により実施し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

- 第16条 学位規程第10条に定める学長への報告は、様式10による。

(学位論文の保管)

- 第17条 学位を授与すべきものと決定した者から提出のあった学位論文については、本学図書館において1部を保管する。
- 2 主査は、様式11により、運用指針第4条に定める博士學位論文の要旨及び審査結果の要旨を提出する。

(委任)

- 第18条 学位論文審査に関する事項で本要綱に定めのない事項については、食産業学研究科教授会において定める。

附則 (R1.5.8 令和元年度第1回食産業学研究科教授会)

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。平成31年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

宮城大学大学院食産業学研究科学位論文審査要綱並びに宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査に関する申合せは、廃止する。

附則（R2.6.10 令和2年度第3回食産業学研究科教授会）

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。令和2年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

附則（R5.3.8 令和4年度第14回食産業学研究科教授会）

この要綱は、令和5年3月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。令和5年4月1日に在学している宮城大学食産業学研究科の学生全てに適用されるものとする。

博士論文予備審査申請書

年 月 日

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

食産業学研究科 専攻 博士後期課程

学籍番号

氏名

印

宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱第3条に基づき、博士論文の予備審査を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

- (1) 学位申請論文要旨
- (2) 学術論文等目録（投稿論文、学会発表等）
- (3) 学会誌等レフェリーのあるしかるべき刊行物に掲載された、申請者が筆頭者である和文または英文による学術論文（1編以上）の写し、または修了までに刊行される見込みであることを示す書類
- (4) 公表論文の共著者による同意書

学位申請論文（博士論文）要旨

食産業学専攻	学籍番号 氏 名
論文題目	
キーワード：	

1500字程度、A4版

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(1冊)			
題 目	公表の方法	公表年月日	
参 考 論 文 題 目	公表の方法	公表年月日	冊数

年 月 日

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

食産業学研究科 食産業学専攻 博士課程後期
学籍番号
氏名 印

公表論文の共著者による同意書

宮城大学大学院食産業学研究科博士課程後期における学位論文審査要綱第3条に基づき、下記の公表論文内容が申請した博士論文の一部であり、博士論文申請書類として使用することについて共著者による同意を得たので報告します。

記

- 1 学位申請論文題目
「」

- 2 公表論文題目、公表誌名および発行(予定)巻号年月
題目「」
公表誌名：
発行(予定)巻号頁年月：

- 3 共著者名
所属 役職 氏名 印

所属 役職 氏名 印

所属 役職 氏名 印

所属 役職 氏名 印

年 月 日

博士論文予備審査員推薦書

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文予備審査委員会

主査 氏名

印

宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱第5条に基づき、下記の申請博士論文の予備審査員（副査）を推薦します。

記

1 審査対象者

- (1) 学籍番号・氏名
- (2) 研究題目

2 予備審査員（副査）

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

年 月 日

博士論文予備審査結果報告書

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文予備審査委員会	主査	氏名	印
	副査	氏名	印
	副査	氏名	印

宮城大学大学院食産業学研究科博士後期課程における学位論文審査要綱第7条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象者
 - (1) 学籍番号及び氏名
 - (2) 研究題目
- 2 博士論文予備審査の結果

(合格 ・ 不合格)

様式7

(1) 博士論文表紙

年度 題目 氏名	(元号) 年度博士論文 題目 宮城大学大学院 食産業学研究科 (学籍番号) 氏名	題目 氏名

(2) 博士論文

— 目 次 —	— 1 — 頁 数
---------------------------	--------------

博士論文の体裁

博士論文は、A4判、縦長、横書、片面刷りでファイルすること。

博士論文審査員推薦書

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文審査委員会

主査 氏名

印

宮城大学大学院食産業学研究科博士課程後期における学位論文審査要綱第 11 条に基づき、下記の申請博士論文の審査委員（副査）を推薦します。

記

1 審査対象者

- (1) 学籍番号・氏名
- (2) 研究題目

2 審査員（副査）

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

副査

- (1) 氏名
- (2) 所属・役職

学位（博士）論文審査及び最終試験結果報告書

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

学位論文審査委員会 主査 印

副査 印

副査 印

論文題目

学籍番号及び氏名

1. 学位論文審査の結果

※2000字程度	
(テーマの適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(研究方法の適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(既存研究との関連の適切性)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(新規性・有効性等)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(規程等の遵守)	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
論文の評価	秀 ・ 優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
(合格 ・ 不合格)	

2. 最終試験の成績

<p>(合格 ・ 不合格)</p>

3. 学位授与の可否

<p>(可 ・ 否)</p>

学位（博士）授与に関する報告書

年 月 日

宮城大学長 殿

宮城大学大学院食産業学研究科長
氏 名 印

年 月 日に開催された宮城大学大学院食産業学研究科教授会において、下記のとおり学位（博士）授与の可否に関する議決を行ったので、宮城大学学位規程第10条の規定に基づき報告します。

記

1. 博士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	論文題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

2. 博士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	論文題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

氏名	
学位の種類	博士(食産業学)
学位記番号	第 号
学位授与年月日	年 月 日
学位授与の条件	学位規程第 条第 項該当
学位論文題目	
論文審査委員	主査 副査

論文の要旨

審査結果の要旨

食産業学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学大学院食産業学研究科履修規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、食産業学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(優れた業績を上げた学生)

第2条 規程第14条第1項及び第5項に規定する「優れた業績を上げた学生」とは、研究業績及び研究成果が優秀であると認められ、かつ、当該学生の学位論文等に係る研究水準が、博士前期課程においては学則第37条に定める修業年限2年で、博士後期課程においては学則第38条に定める修業年限3年で修了の認定を受ける学生が到達する研究水準と同等以上の水準に達した学生とする。

(在学期間短縮希望届)

第3条 優れた業績を上げた学生又は優れた業績を上げた学生として在学期間の短縮を希望する学生は、次の期日までに在学期間短縮希望届（様式1）を研究科長に届出なければならない。

- 一 1年で修了を希望する学生 入学時（提出期限は別途指示）
- 二 前項に掲げる学生以外の学生 修了を希望する時期の8か月前まで

(事前審査書類)

第4条 優れた業績を上げた学生と認めると判断される場合、指導教員は次の事前審査書類を作成（第2号から第4号は当該学生が作成）し、研究科長に提出しなければならない。

- 一 優れた業績を上げた学生と認定する理由書（様式2）
- 二 研究業績目録（様式3）
- 三 履歴書（様式4）
- 四 その参考となるもの

2 前項の事前審査書類は、修了を希望する時期の6か月前まで提出しなければならない。

(審査専門委員会による事前審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により指導教員から事前審査書類の提出があったときは、審査専門委員会に研究業績等について事前審査を行わせるものとする。

2 審査専門委員会の委員は、研究科長が指名する。

3 第1項の事前審査に当たっては、当該学生の大学卒業後の経歴、業績で博士前期課程及び後期課程在学期間以外であっても、本学の博士前期課程及び後期課程在学中の研究と同等以上の水準の研究業績と確認できる場合については、これを特別に認定事由に加えることができるものとする。

4 審査専門委員会は、修了を希望する時期の4か月前までに事前審査結果を研究業績審査報告書（様式第6号）により研究科長に報告しなければならない。

(在学期間短縮の認定)

第6条 在学期間短縮の認定は、前条第4項の研究業績審査報告書に基づき、学位論文審査付託の前に、研究科教授会において行うものとする。

(委任)

第7条 在学期間の短縮を適用する場合の取り扱いに関する事項でこの要綱に定めのない事項については、食産業学研究科教授会において定める。

附 則

1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

様式 1

博士期課程在学期間短縮希望届

年 月 日

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

食産業学研究科 専攻 博士 期課程

学籍番号

氏名

印

規程第 14 条に基づき、博士 期課程における在学期間短縮を希望しますので届出ます。

記

1 入学年月

2 修了予定年月

3 在学期間

4 修得単位及び履修登録状況

様式2

優れた業績を上げた学生と認定する理由書

年 月 日

宮城大学大学院食産業学研究科長 殿

主指導教員 氏名

1 優れた業績を上げた学生と認定する理由

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果題目・研究内容

3 その他特記事項

論 文 目 録

氏 名			
博士論文			
(1冊)			
題 目	公表の方法	公表年月日	
参 考 論 文 題 目	公表の方法	公表年月日	冊数

食産業学研究科 論文審査基準

【博士前期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野における学術的な研究テーマおよび研究手法によって作成された論文を、修士論文として適格であると認める。

修士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、学術的な新規性や実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 学会誌の投稿要領等に従った学術論文の形式を踏襲していること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士前期課程「プロジェクト研究」報告書の審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）の「プロジェクト研究」の履修において、食産業における実践的な課題について学術的な研究手法によって研究した内容に基づく報告書を、修士論文に準ずるもの（特定の課題についての研究の成果）として適格であると認める。

「プロジェクト研究」報告書の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な研究手法がとられていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (有効性等) 当該専門領域において、実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 報告書として適切な形式であること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士後期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士後期課程に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野において新たな知見を得るなど学術的な意義が認められる原著論文を博士論文として適格であると認める。

博士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して、学術団体において適切と認められている研究方法により、適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、新たな知見を加える内容、または食産業における有効性が認められる内容であること。
- (5) (学会誌等での公表) 審査を受ける論文の主要な部分が既に査読付きの学会誌ないしはそれに準ずる査読付きの刊行物において1報以上の日本語または英語で書かれた論文として刊行されていること。但し、この論文は在学期間中に投稿され、かつ筆頭著者であることを要す。なお、刊行が決定している場合は既に刊行された物と同等に扱う。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即しており、特許等の知財に関する社会的な規程にも即していること。

